

美しく、強く、しなやかな
“ふじのくに” づくり計画

(静岡県国土強靱化地域計画
改定案)

令和 2 年 3 月改定版

目 次

第1章 基本的な考え方

- 1 静岡県の国土強靱化に向けたこれまでの取組・・・・・・・・・・ P 3
- 2 静岡県の国土強靱化に向けた最近の取組・・・・・・・・・・ P 3
- 3 国土強靱化地域計画策定の趣旨・・・・・・・・・・ P 5
- 4 基本理念・・・・・・・・・・ P 5
- 5 基本目標・・・・・・・・・・ P 5
- 6 特に配慮すべき事項・・・・・・・・・・ P 6
- 7 対象とする災害・・・・・・・・・・ P 7
- 8 計画の位置づけ・・・・・・・・・・ P 8
- 参考 国土強靱化基本計画における「国土強靱化を推進する上での
基本的な方針」の主な内容・・・・・・・・・・ P 9
- 参考 本県の先進性が見られる取組・・・・・・・・・・ P 10

第2章 脆弱性評価

- 1 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」・・ P 11
- 2 脆弱性評価結果に基づく配慮すべき重要課題・・・・・・・・・・ P 14

第3章 国土強靱化の推進方針

- 1 施策の分野・・・・・・・・・・ P 20
- 2 施策分野ごとの推進方針・・・・・・・・・・ P 20

第4章 計画の推進

- 1 県の他の計画等の見直し・・・・・・・・・・ P 43
- 2 本計画の見直し・・・・・・・・・・ P 43
- 3 具体の取組の推進・・・・・・・・・・ P 43
- 4 プログラムの重点化・・・・・・・・・・ P 43
- 5 主な個別事業・・・・・・・・・・ P 43

第5章 重点プログラム推進のための主要な取組・・・・・・・・・・ P 46

別紙 プログラムごとの脆弱性評価結果

第1章 基本的な考え方

1 静岡県の国土強靱化に向けたこれまでの取組

日本の国土のシンボルであり、世界の宝である富士山を擁する静岡県は、山と海が織り成す四季折々の美しい景観、温暖な気候、自然が育む豊かな食材、豊富な温泉等に恵まれた地域である一方で、地震や火山噴火、土砂災害など、国内の各地域と同様、自然の脅威も併せ持っている。

これに対し、本県では、東海地震（マグニチュード8クラス）を前提に、40年以上にわたって、2兆円を超える事業費を投入し、病院・学校・社会福祉施設等の耐震化や緊急輸送路、防潮堤等の整備、地域の自主防災組織の育成・強化や地域の防災人材の育成等の地震対策事業に取り組んできた。

その結果、東海地震を前提とした従前の被害想定による津波高に対して、概ね9割の津波対策施設の整備が完了しているほか、県の防災拠点となる公共施設や公立学校施設の耐震化はほぼ100%、自主防災組織の結成率や震災訓練の参加率は全国トップクラスとなっている。

また、富士山や伊豆東部火山群の噴火災害に備えたハザードマップや避難計画の策定及び実践的な避難訓練の実施、豪雨等による水害や土砂災害に備えた河川の河道拡幅や砂防えん堤等の整備、危険箇所の周知、避難体制の強化等に取り組んでいる。

さらに、県の危機管理体制についても、昭和52年に「地震対策課」が設置されて以来、昭和63年度には全国初の「防災局」を設置し、現在は、あらゆる危機事案に関し全庁を統括・調整する「危機管理監」の下、災害発生時には県本部に加えて各地域局に県方面本部を設置する体制とするなど、体制の強化を図ってきている。

この様に、静岡県は、地震・津波対策はもちろんのこと、あらゆる自然災害に備えた、世界に誇れる日本一の防災先進県である。

2 静岡県の国土強靱化に向けた最近の取組

平成24年8月、国が公表した南海トラフ巨大地震（マグニチュード9クラス）の被害想定では、平成23年3月に発生した東日本大震災のおおよそ16倍の規模となる全国で32万人、本県だけでも10万人を超える犠牲者がでるとされている。

南海トラフ巨大地震は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震であり、その発生頻度は極めて低いものである。本県では、東日本大震災から得られた「想定外は許されない」という教訓を踏まえ、この南海トラフ巨大地震への備えや、さらに先を見据えた、事前復興の考え

方に基づき、防災・減災と地域成長を両立させた、美しく品格ある地域づくりを進める“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組や「地震・津波対策アクションプログラム2013」などに東日本大震災直後から取り組み、さらなる地域の強靱化に努めており、これまでの取組により2017年度末時点で約4割の減災効果を見込んでいる。

また、近年、頻発化・激甚化する自然災害に対しては、これまで実施してきた防災・減災対策に加え、「**防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策**」（平成30年～令和2年）などにより治水対策や土砂災害対策、道路防災対策等による事業を一層推進し、災害に強い安全・安心な地域づくりに取り組んでいる。

< “ふじのくに”のフロンティアを拓く取組 >

平成23年度から、“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組（平成29年度に「内陸のフロンティア」を拓く取組から改称）として、防災・減災機能の充実・強化を最優先に進めながら、地域資源を活用した新たな産業の創出・集積を図り、有事に強く広域的な人・モノ・情報の流れを支える交通・情報基盤を充実・強化するとともに、美しくゆとりある暮らしや環境の創出を進め、安全・安心で魅力ある県土の実現を目指している。

< 地震・津波対策アクションプログラム2013 >

平成25年度に、「南海トラフ巨大地震の被害想定」を踏まえた「地震・津波対策アクションプログラム2013」を策定し、**想定される犠牲者を10年間で8割減少させる**ことを目指し、ハード・ソフト両面での対策を進めている。

津波対策としては、既存の防災林、砂丘等の嵩上げ・補強等により安全度の向上を図る「静岡モデル」と、潜在自然植生、先人の知恵、地域の人々という地域の場の力を活かして行う「森の防潮堤づくり」との連携した取組や、人工盛土による津波避難マウンド「命山」など、景観を保全し、地域の実情を踏まえ、地域住民と連携して実施している。

3 国土強靱化地域計画策定の趣旨

<国土強靱化の趣旨>

「国土強靱化」とは、大規模自然災害等の様々な危機を直視し、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災」の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を、将来をも見据えながら行っていくものである。

<国の国土強靱化に果たす本県の役割>

日本の中心部に位置する本県は、東名高速道路や東海道新幹線をはじめ、日本の基幹的な東西交通ネットワークが集中しており、大規模地震等によりこれらが遮断された場合、日本経済に壊滅的な打撃を与えることとなる。本県を強靱化することは、日本全体の経済活動や首都機能の維持など国土強靱化の重要な役割を果たすものである。

<先進的取組に基づく国等への提言、施策の着実な推進>

“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組や「地震・津波対策アクションプログラム2013」等の国土強靱化に先駆けた取組を改めて評価した上で、国土強靱化地域計画として法定計画に位置づけ、現状における課題を国と共有し、国土強靱化をさらに推進するため必要な施策を積極的に国等に提言していく。

また、国の支援策を最大限に活用し施策を実施するとともに、国や市町、県民、事業者等による主体的な取組を促し、着実に推進していく。

4 基本理念

本県では、国土強靱化の趣旨を踏まえ、大規模災害に係る復旧・復興段階をも事前に見据え、防災・減災と地域成長を両立させた美しく品格ある地域づくりを進めるとともに、地域の実情を踏まえ、自然との共生、環境との調和、美しい景観の創造と保全を図ることにより、「美しく、強く、しなやかな“ふじのくに”づくり」を目指すものとする。

5 基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標とする。

なお、国土強靱化に関する施策の推進にあたっては、国の国土強靱化基本計画に定める「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」（P 9 参照）に則って取り組むこととする。

6 特に配慮すべき事項

（１）複合的・長期的な視点による施策の推進

施策の推進にあたっては、防災・減災の視点に加え、地域成長や自然環境の保全、各種リスクを見据えた長期的な効率性・合理性の確保など、複合的・長期的視点をもって取り組む。

（２）良好な景観の形成と保全

施策の推進にあたっては、自然と調和する美しい景観の創造と保全に取り組むほか、「ふじのくに色彩・デザイン指針（社会資本整備）」等に基づき、景観に配慮した公共施設の整備を進める。

（３）防災人材の育成・活用

地域の防災力を強化するため、災害発生時に自らの判断で的確な行動をすることができる知識、知恵及び技術を持った人材や、次世代の地域防災の担い手となる人材などの育成・活用を推進する。

（４）民間防災の促進

国土強靱化を実効あるものとするために、県、市町のみならず、民間事業者の主体的取組が極めて重要であり、事業継続計画（BCP）の策定など、民間における防災対策の促進を図るとともに、官と民が適切に連携、役割分担をして推進する。

（５）国や他県、関係団体等との連携

国土強靱化を効果的に進めるため、県内市町はもとより、国や他県、関係団体等と十分な情報共有・連携を確保する。

（６）日本の国土強靱化への貢献

我が国の基幹的な東西交通ネットワークが集中する本県においては、地域の強靱化のみならず、日本全体の経済活動や首都機能の維持、さらには、首都圏空港の代替機能としての富士山静岡空港の活用等も視野に入れた強靱化に取り組む。

(7) 国際貢献

本県の地域外交の重点国・地域である中国、韓国、モンゴル、台湾、東南アジア・インド及び米国を中心に、国土強靱化に関する様々な分野において、情報交換の場づくりや人材の交流等を通じて、諸外国との相互理解を深め、高め合いながら、国土強靱化の取組を一層進めるとともに、国際社会への貢献に努める。

(8) その他

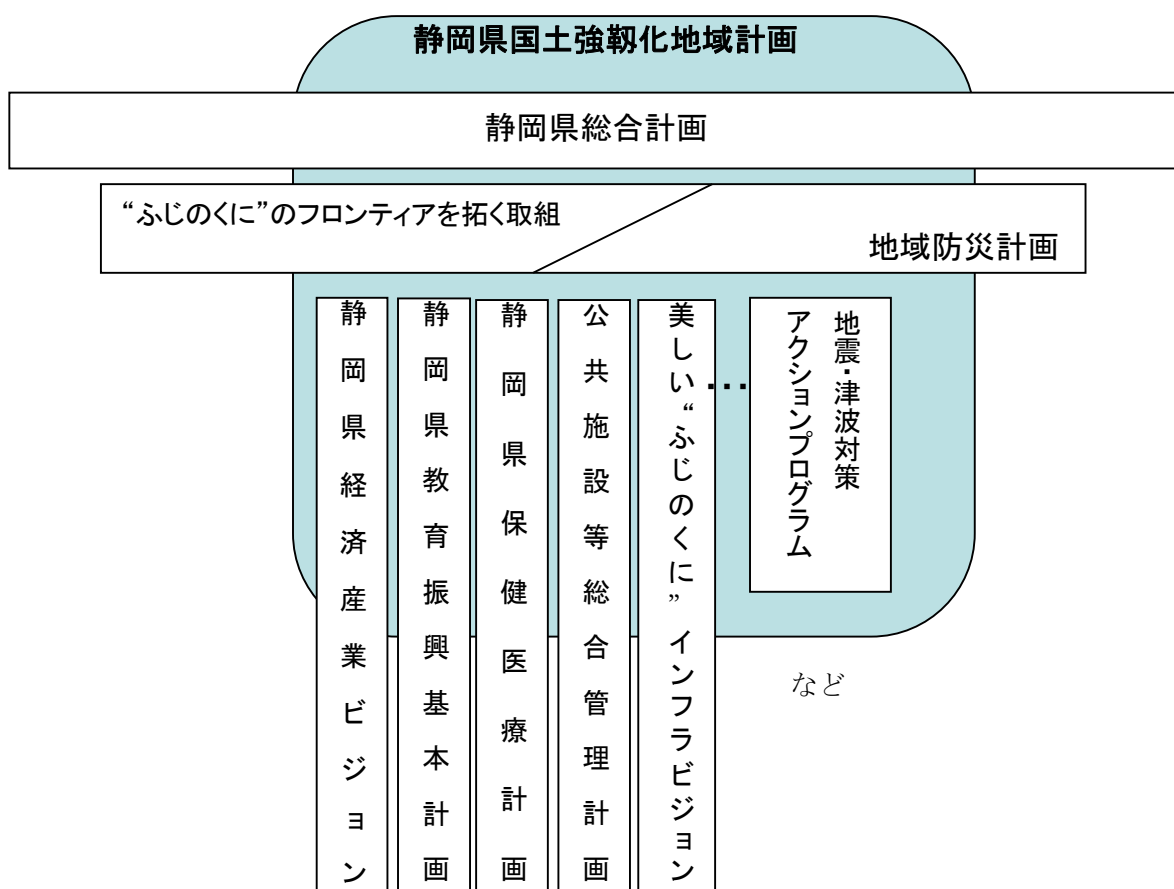
以上の他にも、リスクコミュニケーション、データベース化・オープンデータ化の推進、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対策と情報発信 2015年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」などに配慮し、取り組んでいく。

7 対象とする災害

本県の地域特性上、最も甚大な被害を及ぼすと想定される「南海トラフ巨大地震」と、ひとたび噴火が起こると広域かつ長期的な影響が想定される「富士山噴火」の二つの災害を中心とし、風水害や高潮、土砂災害、伊豆東部火山群の噴火などを含めた、大規模自然災害を対象とする。

8 計画の位置づけ

本計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第 13 条の規定に基づく国土強靱化地域計画として、本県における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として定めるものであり、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る本県の計画等の指針となるべきものである。



<参考>

国土強靱化基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」
の主な内容

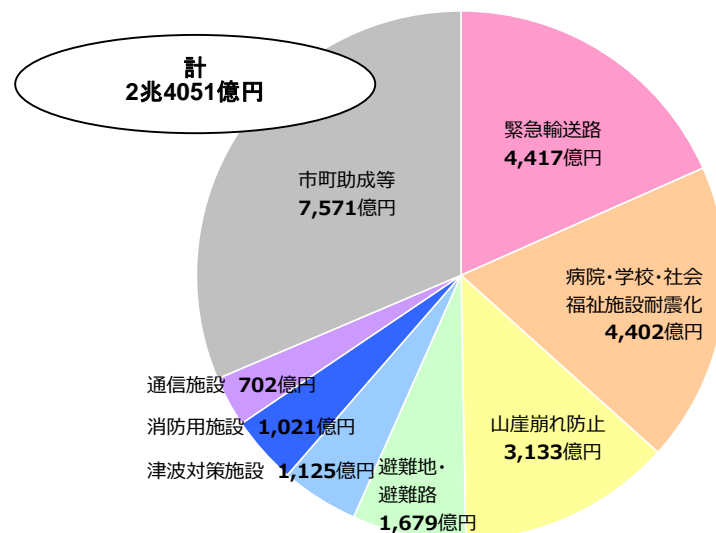
- (1) 国土強靱化の取組姿勢
 - ・ 長期的な視野を持った計画的な取組
 - ・ 「自律・分散・協調」型国土の形成
 - ・ 社会経済システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力の強化 など
- (2) 適切な施策の組み合わせ
 - ・ ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ
 - ・ 「自助」、「共助」及び「公助」の適切な組み合わせ
 - ・ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫 など
- (3) 効率的な施策の推進
 - ・ 財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮した施策の重点化
 - ・ 既存社会資本の有効活用等による費用の縮減
 - ・ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理 など
- (4) 地域の特性に応じた施策の推進
 - ・ 人のつながりやコミュニティ機能の向上
 - ・ 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮した施策
 - ・ 自然との共生、環境との調和、景観の維持に配慮 など

<参考>

本県の先進性が見られる取組

項目	静岡県	全国
警察本部及び警察署の耐震化率	100 % (H30)	86 % (H30)
県の防災拠点となる公共施設の耐震化率	97 % (H30)	93 % (H30)
公立小中学校の耐震化率	99.6% (H30)	99.2% (H30)
災害拠点病院、救命救急センターの耐震化率	100 % (H30)	90.7% (H30)
多数の者が利用する大規模な建築物の耐震化率	92.1% (H30)	85 % (H25)
水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率	74.2% (H30)	56 % (H29)
市町地域防災訓練の実施率	100 % (H30)	—
市町津波避難訓練の実施率	100 % (H30)	—
震災訓練参加者率	33.6% (H29)	3.3% (H29)
防災行政無線整備率	100 % (H30)	90.5% (H30)
自主防災組織活動カバー率(世帯率)	94.6% (H30)	83.2% (H30)
消防団協力事業所表示制度導入市町村率	100 % (H30)	77.1% (H30)
ふじのくに防災に関する知事認証取得者数	累計 21,160 人	—
家具類を固定している県民の割合	79.8% (H29)	—

静岡県が取り組んだ地震対策事業の実績（平成 30 年度末現在）



第2章 脆弱性評価

1 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」

4つの基本目標を達成するため、9つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして38の「起きてはならない最悪の事態」を以下のとおり設定した。

(1) 事前に備えるべき目標とリスクシナリオ一覧

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
	1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-4	火山噴火による多数の死傷者の発生
	1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確保する。	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-3	警察、消防、海保、自衛隊等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足
	2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）の発生、混乱
	2-6	医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルート、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-8	劣悪な避難生活環境、きめ細やかな支援の不足による心身の健康状態の悪化・災害関連死の発生
	2-9	緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
	3-2	県・市町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経済活動の停滞
	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-4	基幹的交通ネットワーク（陸上、海上、航空）の機能停止
	5-5	食料等の安定供給の停滞
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの長期間の機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5	応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化
	6-6	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
	7-2	原子力発電所の事故による原子力災害の発生
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物・有害物質の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	貴重な文化財の地震の揺れや火災による被災、さらには被災を起因とした地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
	8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず生活再建が大幅に遅れる事態
	8-5	復興を支える人材等の不足、より良い復興にむけたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
9 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり	9-1	企業・住民の流出等による地域活力の低下

(2) 9つの目標の時間軸上の整理

事前に備えるべき目標の妨げとなる起きてはならない最悪の事態の発生する時期を時間軸により整理すると以下のとおりである。

事前に備えるべき目標		災害発生直後	応急対策	復旧	復興	
1	直接死を最大限防ぐ					
2	救助・救急、医療活動等の迅速化と被災者等の健康・避難生活環境の確保					
3	必要不可欠な行政機能の確保					
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスの確保					
5	経済活動を機能不全に陥らせない					
6	ライフライン等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる					
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない					
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する					
9	防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり					

2 脆弱性評価に基づく配慮すべき重要課題

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために必要な、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する施策群を「プログラム」として整理し、プログラムごとの現状の脆弱性を別紙「プログラムごとの脆弱性評価結果」としてまとめた。

この中で、複数のプログラムに共通するなど、施策を推進する上で特に配慮すべき重要な課題として、次の5つが挙げられる。

本県の強靱化を図る上では、この重要課題を念頭において、総合的かつ計画的に施策に取り組む必要がある。

(1) 事前復興の視点を取り入れた安全・安心で魅力ある地域づくり

東日本大震災以降、津波の危険性が高い沿岸・都市部から内陸・高台部へ移転する企業や住民の動きが見られる中、地域の活力が低下することを防ぐとともに、大規模災害に係る復旧・復興段階をも事前に見据えた、**安全・安心で魅力ある地域づくり**を行う必要がある。

本県では、沿岸地域に多くの人口や資産、基幹的インフラ等が集中しているため、沿岸・都市部においては、防災・減災対策を最優先とし、地域資源を活用した新産業の創出・集積等を進める必要がある。

一方、新東名高速道路等の高規格幹線道路網の充実により発展の可能性が広がる内陸・高台部においては、産業用地の創出や地域の強みを生かした6次産業化の育成、ゆとりある生活空間の提供などを通じて、美しい景観や個性を備えた地域づくりを推進する必要がある。

こうした課題に対し、県では国土強靱化を先取りし、県土の均衡ある発展へとつなげていくため、“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組として、国の総合特区制度や県独自のふじのくにフロンティア推進区域・推進エリア制度などにより、防災・減災と地域成長を両立させた美しく品格のある地域づくりに、県・市町・関係団体が連携し、一体となって取組んでいる。

有事の防災対策だけでなく平時の地域活性化に資する本取組は、全国の国土強靱化のモデルともなりえるものであり、さらに推進していく必要がある。

(2) ハード対策とソフト対策の効果的な連携

平成 25 年度に県が公表した第 4 次地震被害想定では、南海トラフ巨大地震による県内の死者数は最大で約 10 万 5 千人、うち津波による死者が約 9 万 6 千人と想定している。

この被害を減少させるため、ハード対策については、約 100 年から 150 年に 1 度の頻度で、発生すれば大きな被害をもたらすレベル 1 の地震・津波を防ぐため津波防御施設高の確保、施設の耐震化や粘り強い構造への改良に取り組む必要がある。さらに、あらゆる可能性を考慮した最大クラスのレベル 2 の地震・津波も視野に入れながら、自然との共生や環境との調和に配慮したハード対策として、既存の防災林、砂丘等の嵩上げ・補強等による安全度の向上策「静岡モデル」の整備や、「森の防潮堤」、人工盛土による津波避難マウンド「命山」などの整備を推進する必要がある。

ソフト対策については、津波からの避難に関する情報などを迅速かつ確実に伝達するため、防災ラジオや緊急速報メールなど多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、防災セミナーや出前講座の開催、広報誌やラジオ等を活用した啓発活動、学校における防災教育などによる住民の防災意識の向上とハザードマップの周知、実践的な防災訓練の実施等に努める必要がある。

さらに、津波防御施設や津波避難施設の現状や効果等を十分に理解した上で、避難訓練等を繰り返しながら避難計画を検証し、見直しを行うなど、地域住民と行政が十分に意思疎通を図りながら、より効果的にハード対策とソフト対策を組み合わせることが必要である。

こうした課題に対して、県では、「地震・津波対策アクションプログラム 2013」に基づき、地震・津波対策をハード・ソフトの両面から可能な限り組み合わせて対策の充実・強化を図っているところであり、これを着実に推進していく必要がある。

また、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨や平成 30 年 7 月豪雨、そして令和元年東日本台風など全国各地で大雨による災害が頻発・激甚化している。

特に、河川の下流域の低平地に人口や資産が集中している本県にお

いては、河川等が氾濫した際には、大規模な水害が発生し、大きな被害をもたらすことになる。

このため、水災害対策においても、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた総合的な防災・減災対策を、これまで以上に推進する必要がある。

河川施設の整備については、広域にわたり甚大な浸水被害が想定される河川を優先し、これまで実施してきた河道拡幅や遊水地の整備などの予防型対策を一層推進する必要がある。また、近年浸水被害のあった河川において、再び大きな被害を発生させないよう災害対応型対策の重点化を図る必要がある。

土砂災害対策については、従来から整備してきた土砂災害防止施設が、同時多発的に発生する土砂災害に対しても有効であることから、優先度を設け着実に整備する必要がある。

ソフト対策については、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」の再構築に向け、水防法に基づく洪水浸水想定区域や土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定の推進、ハザードマップの作成支援、住民等自らによる避難行動計画の作成の推進など、地域住民や関係機関と連携しながら住民避難の実効性向上を図り、減災に努める必要がある。

こうした課題に対し、本県ではこれまでに取り組んできた防災・減災対策に加え、平成30年からは「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年～令和2年）などにより、着実な推進を図っており、災害から県民の生命と財産を守るためには、防災・減災、国土強靱化の取組を更に強力に進めていく必要がある。

(3) 超広域災害に備えた地域防災力の強化、民間との連携

災害対応は、県民一人ひとりが主体的に取り組む「自助」、自主防災組織を中心に地域の住民や事業所、学校などが協力して取り組む「共助」が基本である。

南海トラフ巨大地震等の超広域災害では、地域の消防や警察だけでは十分な救出・救助活動ができない事態となり、広域支援についても遅れや不足が生じることも想定されることから、地域の防災力の一層

の強化を図る必要がある。

さらに、自主防災組織を中心とした地域コミュニティの強化は、避難行動や初期消火、救出・救助等の災害対応力の向上のみならず、避難所や応急仮設住宅でのきめ細やかな支援や、地域の復興を迅速かつ円滑に進めることにも寄与する。

このため、県は、住宅の耐震化や家具の固定等の家庭内対策の促進等に努めるとともに、市町と連携し、地域の防災用資機材の整備や実践的な訓練の実施、**自主防災組織と学校、事業所などの連携・協働、地域防災の担い手となる人材の育成・活用などを推進する必要がある。**

また、国土強靱化を進める上では、国や県、市町のみならず、ライフライン関係事業者による施設の耐震対策や復旧体制の整備、災害時応援協定に基づく道路啓開や支援物資の輸送、さらには、地域の経済活動・雇用の継続を図るための各事業所の取組など、民間事業者の主体的な取組が不可欠である。

このため、平時から、**ライフライン関係事業者や災害時応援協定を締結している事業者との情報共有や訓練の実施などにより、連携体制を強化するとともに、事業所の防災・減災対策や事業継続計画の策定を促進する必要がある。**

(4) 行政、情報通信、エネルギー等の代替性・多重性等の確保

いかなる災害等にも対応するためには、個々の施設の耐震性などをいかに高めても万全とは言い切れない。特に、行政、情報通信、エネルギー等の分野においては、システム等が一旦途絶えると、その影響は甚大であり、バックアップ施設やシステムの整備等により、代替性・多重性等を確保する必要がある。

行政機能では、県や市町の防災拠点施設のバックアップ機能の確保をはじめとし、業務継続に必要な重要データ等のバックアップ体制の確保、非常用電源及び燃料の確保、再生可能エネルギーの導入の検討を進める必要がある。

情報通信では、防災関係機関相互の通信ルートを確保するため、災害時に市町や関係機関と被害情報等を共有できる「ふじのくに防災情

報共有システム（F U J I S A N）」を適切に管理・運用する必要がある。

また、現在、住民一人ひとりに対し、より迅速、確実に災害関連情報を伝達するため、これまでの防災行政無線に加え、災害情報共有システム（Lアラート）やコミュニティFM、エリアメール・緊急速報メール、市町メール配信システム、総合防災アプリ「静岡県防災」など、多様化を促進しているところである。今後も、情報インフラ等の環境の変化に応じたSNS等による双方向通信機能の活用や、地域防災力見える化システムによる地域の自主防災組織における情報収集・伝達機能の強化等、さらに効果的な情報伝達・収集手段の確保を図っていく必要がある。

エネルギー分野では、住宅をはじめ、事業所や工場等における太陽光発電等の導入を促進するとともに、太陽光、バイオマス、中小水力、風力、天然ガスコージェネレーション等の分散自立型エネルギーシステムを活用したエネルギーのネットワーク化の推進、さらに、将来的なエネルギーとして期待される水素エネルギー等の利活用に取り組む必要がある。

(5) 基幹的交通ネットワークの機能確保、代替性確保及び輸送モード相互の連携

本県には、東海道新幹線や東名高速道路、新東名高速道路など、国土の大動脈を構成する基幹的交通インフラが集中しているが、津波による被害が想定される沿岸部をはじめ、斜面崩壊が懸念される静岡市興津地区、大きな断層変位が予想される富士川河口断層帯、富士山が噴火した場合の影響が想定される富士山周辺の地域などで、これらが寸断され、復旧までに相当な期間を要する事態が予想される。

これらの基幹的交通インフラは、大規模災害時における救助・救急活動や支援物資の輸送等の機能を担う「命の道」となるとともに、我が国の経済活動を支える非常に重要なものであることから、その安全性の確保、被災時の早期復旧は、本県のみならず、国として重要な課題である。

このため、「命の道」となる新東名高速道路、中部横断自動車道、三遠南信自動車道、伊豆縦貫自動車道の未整備区間等の整備を促進す

るとともに、緊急輸送路等の整備・耐震対策及びその周辺対策（治水・治山・海岸・砂防等の対策）を推進する必要がある。

また、陸・海・空の各輸送モードの機能確保だけでなく、輸送モード相互の連携、代替性の確保を図る必要がある。

特に、「大規模な広域防災拠点」である富士山静岡空港は、重要港湾である御前崎港や、東名高速道路や新東名高速道路のインターチェンジに近く、空路、陸路、海路の多様な輸送モードで結ばれており、応援部隊等の受入れ等の拠点として様々な役割を担う。その防災機能を更に向上させるために、空港周辺の道路整備や富士山静岡空港と結節する新幹線新駅の実現等を図る必要がある。

第3章 国土強靱化の推進方針

1 施策の分野

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために必要な施策の分野を以下のとおり設定した。

- (1) 行政機能／警察・消防
- (2) 地域政策、エネルギー
- (3) 危機管理
- (4) くらし・環境
- (5) 文化・観光
- (6) 健康福祉
- (7) 経済産業
- (8) 交通基盤
- (9) 教育

2 施策分野ごとの推進方針

脆弱性評価及び5つの重要な課題を踏まえ、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避し、4つの基本目標を達成するため、以下の推進方針により国土強靱化に資する施策に取り組む。

(1) 行政機能／警察・消防

<行政機能>

○県・市町の防災拠点庁舎等の耐震化、津波安全性の確保、防災機能の強化

県の防災拠点となる公共施設のうち津波浸水区域内にある施設について、移転、改修などにより安全性を確保する。

また、行政機能を維持するために、必要な物資の備蓄や重要データのバックアップの確保等に努める。

さらに、電力の供給停止に備え、防災行政無線等の情報通信施設等、必要な機能を維持するため、非常用発電機の72時間稼働の確保に必要な設備の整備・更新、燃料の確保を進めるとともに、再生可能エネルギー等の導入の検討を行う。

市町の防災拠点庁舎については、耐震性及び津波に対する安全性の確保やバックアップ機能の確保を図るよう促進していく。

○ 県の業務継続に必要な体制整備

県の業務継続計画（BCP）の検証と見直しを常に行い、業務継続に必要な体制を整備するとともに、物資の備蓄や各種データのバックアップ体制の確保等の対策を推進する。

○ 天井の脱落対策、エレベーターの閉じ込め防止（公共施設）

公共施設について、大空間を有する建築物の天井の脱落対策やエレベーターの閉じ込め等を防止するための改修を推進する。

<警察>

○ 警察施設の防災機能の強化

警察本部及び警察署の非常用発電機の72時間稼働を確保するため、燃料タンクの増設及び非常用発電機の更新工事を行う。

○ 緊急交通路の信号用電源の整備

国道1号等の主要交差点にある信号機において、信号用電源付加装置の整備を推進する。

<消防>

○ 消防施設・設備の充実、地域の消防力の確保

大規模火災、同時多発火災、爆発等に備え、消防力を強化するため、消防施設・設備の充実、消防救急の広域化、防災ヘリコプターを活用した消防体制の充実、消防団員の確保・教育訓練に努める。

なお、消防防災用施設、設備及び資機材の整備については、地域防災計画（災害対策基本法）、地震防災緊急事業五箇年計画（地震防災対策特別措置法）及び避難施設緊急整備計画（活動火山対策特別措置法）において必要に応じて記載し、各計画の目的に沿った一層の整備を促進する。

(2) 地域政策、エネルギー

<地域政策>

○ 事前復興の視点を取り入れた安全・安心で魅力ある地域づくり（“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組の推進）

東日本大震災と新東名高速道路の開通を契機に、沿岸域と内陸域の均衡ある発展と地域資源を活かした地域づくりの観点から、有事に備えた社会基盤の強化とともに平時の産業振興や地域活性化を一体的に図り、安全・安心で魅力ある地域づくりを行う“ふじのくに”のフロンティア

を拓く取組を推進する。

○ 沿岸・都市部の再生

巨大地震がもたらす津波被害等の自然災害から県民の生命と財産、産業を守るための防災・減災対策を最優先に実施しながら、地域産業の活性化やゆとりある住空間の整備等を促進し、沿岸地域や既存の都市を再生する。

○ 内陸・高台部の革新

高規格幹線道路のインターチェンジ周辺地域等において、豊富な地域固有の資源を活用した新しい産業の創出・集積や、豊かな自然と調和したゆとりある暮らし空間の整備等を促進し、美しさと品格を備えた活力ある地域に革新する。

○ 内外に開かれた多中心の対流型都市圏の形成

地域独自の個性の磨き上げや創造によって、人・モノ・情報を呼び込む求心力を高めつつ、交通、情報等のネットワークの充実強化により、都市と農山漁村、沿岸と内陸、隣接県や海外に至る様々なレベルで活発な「対流」が発生する活力ある都市圏を形成する。

○ 多彩なライフスタイルの実現

地域の自然、歴史、文化等の資源を活かして生活を楽しむ暮らし方の提案を行い、コミュニティの再生や多様な主体による共助社会づくりを進め、誰もが価値観やライフステージに応じて望むライフスタイルを選択できる環境を創出していく。

<エネルギー>

○ 分散自立型のエネルギーシステムの推進

太陽光、バイオマス、中小水力、風力、天然ガスコージェネレーション等の分散自立型エネルギーシステムを活用したエネルギーのネットワーク化を推進するとともに、将来的なエネルギーとして期待される水素エネルギー等の利活用に取り組む。

また、住宅をはじめ、事業所や工場等における太陽光発電等の導入、工場の移転や生産規模の縮小等で発生した空間へのメガソーラーの導入を促進する。

(3) 危機管理

<津波避難対策>

○ 津波避難計画の策定、津波避難施設の整備、適切な避難行動の周知徹底

第4次地震被害想定では、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震による津波（レベル2の津波）により、多数の人的被害が見込まれる。

この想定に基づき、市町等が作成する津波避難計画やハザードマップ等を点検、見直しするとともに、命山や津波避難タワーなどの津波避難施設等の整備により、津波到達までに安全な地域へ避難することができないエリア（避難困難エリア）の解消を図る。

また、避難行動の遅れが人的被害に直結することから、津波避難行動の啓発や実践的な避難訓練を行うことにより、適切な避難行動の周知徹底を図る。

<南海トラフ地震臨時情報の活用>

○ 南海トラフ地震臨時情報を活用した防災対応

南海トラフ地震臨時情報を受けて行う防災対応は、その後発生が想定される地震に備えることであり、「突然発生する地震への日常の備え」をより強固なものにするものである。

地震対策は、突発対応を基本としつつ、明らかにリスクが高い事項についてはそれを回避する防災対応を取り、社会全体としては地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持することを基本とする防災対応を推進する。

また、住民等が、事前に臨時情報そのものを正しく理解し、あらかじめ検討した対応を冷静に実施できるようにするため、臨時情報の内容や、情報が発表された場合にとるべき対応について周知を図る。

<水害対策>

○ 逃げ遅れによる被害の防止

平成30年7月豪雨では、記録的な豪雨による洪水や土砂災害からの逃げ遅れで多くの方が犠牲となった。

住民が自らの判断で避難行動をとることにより逃げ遅れを無くすため住民自らによる避難行動計画の作成を推進する。

<火山噴火対策>

○ 観測体制の強化、情報伝達システムの構築

火山噴火の予兆現象を的確に把握し、噴火警戒レベルの引き上げ等に結びつけられるよう観測体制を強化するよう国へ求めていく。

また、国からの危険情報を登山者等にまで迅速かつ効果的に伝達できるシステムを構築する。

○ 登山者等の安全確保

予測できない突発的な噴火も想定し、登山者等の被災を最小限に留めるため、避難のための施設整備や体制を整備する。

また、迅速な救出救助を可能にするため、登山届の提出を促し、登山者の実態把握に努める。

○ 防災訓練の実施、避難計画の検証と住民への周知

富士山及び伊豆東部火山群について、関係自治体及び関係機関等で構成する協議会において、訓練による避難計画の検証や連携体制の確認等を行うとともに、避難計画の住民への周知に努める。

<災害情報集約伝達機能の強化>

○ 災害関連情報の伝達手段の多様化

災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）をすべての市町において導入済みであるが、定期的な運用試験等により確実な運用に努める。

住民への情報伝達手段として、これまでの防災行政無線に加え、災害情報共有システム（Lアラート）やコミュニティFM、エリアメール・緊急速報メール、市町メール配信システム、総合防災アプリ「静岡県防災」など、多様化を促進するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証と住民への周知を促進する。

また、情報インフラ等の環境の変化に応じたSNS等による双方向通信機能の活用や、地域防災力見える化システムによる地域の自主防災組織における情報伝達・収集手段の強化等、さらに効果的な情報伝達・収集手段の確保を図る。

○ ふじのくに防災情報共有システムの適切な管理、システム研修の実施

災害時における市町や関係機関等と情報を共有できる体制を維持するため、「ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）」による

システム管理や関係者へのシステム研修を行う。また、内閣府の災害時情報集約支援チーム（ISUT）による情報の集約・地図化を、迅速な災害対応に活用するため、ISUTのシステムとの連携を図る。

○ **デジタル化に対応した防災通信ネットワークシステムの整備・運用**

災害時の通信を確実に確保するため、デジタル化に対応した新たな防災通信ネットワークシステムを整備・運用する。

<災害応急対策>

○ **富士山静岡空港の大規模な広域防災拠点としての活用**

大規模な地震が発生した場合の国等による広域応援を効果的に受け入れるため、富士山静岡空港を大規模な広域防災拠点として活用する。

○ **孤立地域における通信手段の確保、ヘリ誘導訓練の実施**

道路の寸断等により孤立した場合に備え、通信手段を確保するとともに、ヘリコプターの誘導訓練を行う。

○ **ヘリコプター用備蓄燃料の確保、ヘリポートの活用に関する検証**

大規模な地震が発生した場合に、ヘリコプターを最大限に活用した救出・救助や重症患者の搬送等を迅速に行うため、ヘリコプター用の備蓄燃料を確保するとともに、災害時に使用するヘリポートについて、訓練等により活用の検証を行う。

○ **各種実践的訓練の実施**

危機対策にあたる要員を対象として、年間を通じて計画的に各種実践的な訓練を行うことにより、業務の習熟を図る。

○ **海外からの支援活動の受入体制の整備**

総合防災訓練等の米軍等の参加を含めた海外からの支援活動との連携強化を図るとともに、富士山静岡空港の海外からの支援活動の受け入れ拠点としての機能の検証を行う。

○ **災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化**

道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会の開催や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携

体制の強化を図る。

＜停電対策＞

○ 停電リスク低減のための予防伐採推進体制の構築

災害時における大規模停電のリスクを低減するため、県・市町、電力事業者等で構成する推進連絡会を開催し、予防伐採の対象範囲や役割分担等を検討・調整の上、計画的に進める。

また、市町が電力会社、自治会等と連携して実施する予防伐採の取り組みを支援する。

＜被災者支援＞

○ 緊急物資受入れ体制の整備

緊急物資の受入れ体制について、訓練等を通じて定期的な検証を行うとともに、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会や連絡窓口等の確認を定期的に行い、必要に応じて協定内容を見直すなど、連携体制を強化する。

○ 避難所の安全確保

避難者の安全確保を図るため、災害対策基本法に基づく指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を促進するとともに、安全かつ迅速な避難のための避難路の整備、避難所となる施設の耐震化、屋内落下物・ガラス飛散防止対策や非常用電源の確保、応急危険度判定の実施体制の強化などに取り組む。

○ 避難所での生活によるストレスの軽減

避難所での生活によるストレスを軽減できるよう、避難所におけるルールづくりやプライバシーの保護、アメニティの向上を促進する。

○ 帰宅困難者対策

大規模地震発生時等において、帰宅困難者を極力発生させないため、交通機関や観光施設、事業所等においては、当面の間、その施設や事業所内に利用者や従業員等を留めておくことが必要となることから、飲料水や食料等の緊急物資の備蓄を促進する。

また、帰宅困難者への適時・適切な情報提供を図るため、道の駅やコンビニエンスストア等のフランチャイズチェーンと締結した「災害時等徒歩帰宅者の支援に関する協定」に基づき、各店舗を「災害時帰宅支援

ステーション」として活用した情報提供体制を整備する。

○ 上水道の断水に備えた応急給水体制の確保

配水池の耐震化、緊急遮断装置の設置や公立小中学校等への浄水型水泳プールの設置、給水車の整備など、生活水の確保と応急給水体制の確保を促進する。

○ 災害ボランティアの円滑な受入れ

避難者等へきめ細かな支援を行うボランティアを円滑に受け入れるため、災害ボランティアコーディネーターの養成を行うとともに、県災害ボランティア本部等との連携体制の強化を図るための訓練等を行う。

○ 遺体の適切な対応

遺体に関して、適切な対応を行うため、遺体処理計画の策定や広域火葬体制の整備を図る。

○ 生活再建支援

全国知事会と連携して、被災者生活再建支援制度の充実を国に働きかけるとともに、国の大規模災害からの復興に関する法制度の整備に合わせ、静岡県地域防災計画を修正するなど、県における復興体制の整備を図る。

住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により災害時の住家被害調査の迅速化を図る。

また、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つである地震保険の普及促進に努める。

<ライフラインの防災対策>

○ ライフラインの耐震化の促進と各機関等との連携強化

エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策、津波対策を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から連絡会議や訓練を実施し、連携体制を強化する。

<事業所の防災対策>

○ 事業所の防災対策の促進

事業所等の施設の耐震化、設備・家具等の固定、飲料水・食料等の必要な物資の備蓄、燃料・電力の確保など、事業所等の自主的な防災対策

を促進する。

また、事業所等と関係地域の自主防災組織との連携を促し、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけるなど、事業所及び地域の安全確保を進める。

○ 事業所における地震防災応急計画作成の促進

「大規模地震対策特別措置法」に基づく地震防災応急計画及び「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく南海トラフ地震防災対策計画の作成を促進する。

<産業保安対策>

○ 石油コンビナートの防災体制の充実強化

石油コンビナート等特別防災区域の災害の発生及び拡大の防止のため、石油コンビナート等防災計画の見直しを行うなど、関係機関の一層の連携、防災体制の充実強化を図る。

○ コンビナートエリア内の企業連携型業務継続計画等の構築

コンビナートエリア内における企業連携型業務継続計画等の構築の促進など、民間事業者における取組を強化する。

<原子力防災対策>

○ 浜岡原子力発電所の安全対策の推進

浜岡原子力発電所の安全対策については、県として、国に新規規制基準による厳正な審査を求めるとともに、事業者に安全対策の徹底を求める。また、静岡県防災・原子力学術会議を中心に、独自に安全性を検証するほか、発電所周辺環境放射線・放射能の監視や津波対策工事等の現場点検なども実施し、発電所の安全性について確認していく。

○ 原子力防災体制の整備

地震・津波災害を原因として原子力災害が発生する可能性も考慮し、地域住民の被ばくの低減のため、浜岡地域原子力災害広域避難計画の実効性向上を図るよう、放射線測定器、防護服等の原子力防災資機材の整備、維持管理を行うとともに、原子力災害を想定した防災訓練を継続的に実施する。

＜地域防災力の充実・強化＞

○ 防災意識の向上

県民一人ひとりが、自分の住んでいる地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を迅速に行うことができるよう、防災セミナー、出前講座の開催や広報誌・ラジオ等を活用した啓発活動、地震防災センターにおける体験学習や各種防災講座の開催など、防災意識の高揚を図る。

○ 家具の転倒防止、ガラスの飛散防止等の家庭内対策

家具類の固定やガラスの飛散防止など、家庭内対策の促進を図る。

○ 緊急物資備蓄の促進

市町による食料等の緊急物資の備蓄を促進するとともに、様々な機会を捉えて、県民に対して7日以上食料、飲料水、携帯トイレの備蓄を呼びかけ、日常生活で準備できる備蓄方法の周知などを行うことにより、備蓄率の向上を図る。

○ 次代を担う防災人材の育成

児童生徒へ、防災への関心を高めるきっかけとして、ふじのくにジュニア防災士養成講座を実施することにより、次代を担う防災リーダーを育成する。また、本養成講座の講師については、積極的にふじのくに防災士の活用を図る。

○ 男女共同参画の視点からの防災対策

地域での防災対策には、男女双方の視点が重要であることから、地域で活動する女性防災リーダーの育成を進めるとともに、女性防災リーダーが自主防災組織で活躍できるよう、自主防災役員等との連携を促進する。

○ 防災に関する専門家の育成

防災教育・研究の振興や防災対策の発展等について相互協力を図るため、県内の大学等が連携し構成する「しずおか防災コンソーシアム」等を通じ、防災に関する専門家の育成に努める。

○ 地域防災訓練の充実・強化

地域の防災資機材の整備を進めるとともに、地域の防災体制の確立、

地域防災力の向上及び県民の防災意識の高揚を図るため、災害図上訓練DIG、避難所運営ゲームHUG、自主防災組織災害対応訓練「イメージTEN」等を活用した地域防災訓練を実施するとともに、地域防災リーダーの活用、ふじのくにジュニア防災士として認定された中学・高校生や事業所、学校などの地域防災活動への参画等を促進する。

○ 地区防災計画の策定促進

地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進を図るため、防災活動の実践を通じて、地区居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する、実効性ある地区防災計画の策定を促進する。

(4) くらし・環境

< 建築・住宅 >

○ 住宅・建築物の耐震化

想定される巨大地震による建物倒壊から県民の生命を守り、被害を軽減するため、国の「住宅・建築物安全ストック形成事業」を活用したプロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業により、住宅・建築物の耐震化を促進する。住宅については、専門家による無料の耐震診断、耐震補強等への助成、リーフレットを活用した戸別訪問や市町等と連携した周知・啓発活動等により、木造住宅の耐震化を促進する。

また、多数の者が利用する特定建築物のうち、旅館、ホテル等の大規模な建築物（原則、3階かつ5,000㎡以上）については、所有者に対する個別訪問等を行い、耐震診断や耐震補強への助成等により建築物の耐震化を図る。

○ 老朽空き家対策

管理が不十分な老朽空き家について、地震時の倒壊等による危害を防ぐため、市町と連携して所有者に対する除却や適正管理の啓発、指導など、老朽空き家対策を推進する。

○ 天井の脱落対策、エレベーターの閉じ込め防止（民間施設）

大空間を有する建築物の天井の脱落対策を促進するとともに、エレベーターの閉じ込め等を防止するため、既存エレベーターの防災対策を促進する。（国の「住宅・建築物安全ストック形成事業」を活用）

○ 避難路等沿道の建築物やブロック塀の耐震化

緊急輸送路や避難路沿い（通学路を含む）にあるブロック塀の撤去・改善に対する助成等により、倒壊の恐れがある危険なブロック塀の耐震化を促進する。（国の「住宅・建築物安全ストック形成事業」を活用）

さらに、大規模地震時における建築物の倒壊による道路閉塞を防止するため、緊急輸送路等の防災上重要な道路沿いにある建築物の耐震化を促進する。

○ 被災建築物の安全確認

余震等による二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定の実施体制を強化する。

<被災者への住宅支援>

○ 建設型応急住宅、賃貸型応急住宅等、被災者の住宅の確保

被災者の生活拠点を早急に確保するため、建設型応急住宅の建設が可能な用地を把握するとともに、賃貸型応急住宅の事前登録を行うなど、あらかじめ住居の供給体制を整備する。

○ 住宅対策

生活の基盤である住宅については、被災者による自力再建支援を行うとともに、災害公営住宅等の供給を行う。このため、支援制度を前提とした体制の構築に努めるとともに、迅速な災害公営住宅の建設ができるよう、あらかじめ検討する。

<水道施設>

○ 水道の基幹施設の耐震化

水供給の長期停止を防ぐため、水道の浄水施設、配水池や基幹管路の耐震化を推進する。

<災害廃棄物>

○ 災害廃棄物の処理体制の見直し

第4次地震被害想定を受け、県の災害廃棄物処理計画と相互に補完した、市町の災害廃棄物処理計画は、全市町で策定を完了したが、災害への対応力を高めるため、随時の見直しを促進する。

<里山林整備>

○ 協働による森林の多面的機能の向上

森林等の荒廃を防ぎ、森林の有する多面的機能の発揮や山村地域の活性化を図るため、地域住民、自治会等で構成する森づくりボランティア団体と連携した森林整備・保全活動等を促進する。

<被災者支援>

○ 相談体制

生活の復興に向けた様々な相談に適切に対応するため、相談内容に応じた担当機関に円滑につないでいく体制を整備する。

<男女共同参画> (再掲)

○ 男女共同参画の視点からの防災対策

地域での防災対策には、男女双方の視点が重要であることから、地域で活動する女性防災リーダーの育成を進めるとともに、女性防災リーダーが自主防災組織で活躍できるよう、自主防災役員等との連携を促進する。

<多文化共生>

○ 外国人に対する危機管理対策

県内には多くの外国人が居住しているが、言語や文化・習慣のちがい等により、防災知識や情報の理解が困難なため、適切な避難行動が遅れる場合がある。このため、防災に関する情報の多言語化や、やさしい日本語による情報発信、災害時通訳ボランティアの活用等により、災害時のコミュニケーション支援を図る。

また、外国人県民に対する防災講座の開催等により、外国人県民の自助力・共助力を高め、外国人県民が適切な避難行動を取れるよう支援する。

(5) 文化・観光

<文化>

○ 文化財の耐震・防火対策

文化財被害を最小限に留めるため、文化財所有者による耐震、防火対策を促進する。

○文化財救済体制の構築

国等機関（文化庁、国立文化財機構）、県内市町、民間の文化財関係団体、ボランティアを含めた文化財救済体制を構築する。

県文化財等救済ネットワーク、県文化財等救済支援員、県文化財建造物監理士については、一層の拡充を目指す。

<観光>

○市町における観光危機管理計画の策定促進

災害発生時の観光客の避難誘導、現地からの情報発信、帰宅支援、外国人観光客への対応、復興後の観光プロモーション等を内容とする観光危機管理計画の各市町での策定を促進するため、モデル事業の実施や市町への働き掛け等を行う。

○観光地における防災対応力向上に向けた意識啓発

市町、観光団体、自治会、警察、消防等の関係機関が連携して、観光地の防災対応力を向上させるため、観光地における危機管理の意義と重要性について、観光関係者の意識の醸成を図る。

(6) 健康福祉

<医療・福祉施設機能>

○医療施設・社会福祉施設の耐震化

耐震化が未完了の医療施設・社会福祉施設の耐震化を促進する。

○病院等医療機関における電力供給体制の確保

災害時における電力供給の途絶に備え、病院等医療機関における燃料タンクや自家発電装置の設置等を促進する。

<医療救護>

○医療救護体制の整備

ヘリコプター等を活用した重症患者の広域医療搬送体制、被災地外からの災害派遣医療チーム（DMAT）等救護班受入れによる治療実施体制など、医療救護計画に基づく災害時の医療救護体制を整備する。

○感染症予防措置

感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する。

＜被災者支援＞

○ 福祉避難所の促進

社会福祉施設や宿泊施設を活用し、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者（要配慮者）を避難させる「福祉避難所」の設置を促進する。

○ 被災者の健康支援体制の整備

災害時における被災者の健康支援を迅速に対応するため、マニュアルの整備やコーディネーターの養成を行う。

＜動物愛護＞

○ 動物救護体制の整備

災害時における犬猫等の保護のため、動物救護体制の整備を図る。

＜遺体処理＞

○ 遺体の適切な対応（再掲）

遺体に関して、適切な対応を行うため、遺体処理計画の策定や広域火葬体制の整備を図る。

(7) 経済産業

＜緊急物資＞

○ 緊急物資受入れ体制の整備（再掲）

緊急物資の受入れ体制について、訓練等を通じて定期的な検証を行うとともに、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会や連絡窓口等の確認を定期的に行い、必要に応じて協定内容を見直すなど、連携体制の強化を図る。

＜事業所＞

○ 事業所の防災対策、事業継続計画（BCP）の策定の促進

大規模災害時における事業所の被災や生産力の低下を防ぐため、防災・減災対策に係る助成制度・金融支援制度により対策を促進する。

また、事業所における事業継続計画（BCP）の策定を促進するため、静岡県BCPモデルプランの周知を図るとともに、静岡県BCP研究会会員による普及啓発や、BCP策定を指導する人材の養成を図る。

＜農林水産業＞

○ 農業等の需要回復に向けた安全性の情報発信

災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供するとともに、関係機関等と連携し、県内産物の販売促進など積極的な風評被害対策を講じるため、平時から関係機関等との連携構築等を行う。

○ 山地災害防止施設等の整備、避難体制の整備

森林の適正な整備と保全を図るため、保安林の適正な配備と治山事業などの山地災害防止施設により、保安林機能の向上に取り組むとともに、間伐などの森林施業の着実な実施と荒廃した森林の再生を促進する。

特に国土保全上重要で、事業規模が著しく大きい大井川地区、小山地区については、国等と連携して山地災害対策の強化を図る。

また、山地災害危険地区情報の提供等により、市町による避難体制の整備などを支援する。

○ 農業水利施設等の整備・補強

農地や農業用施設の湛水被害の解消対策や、自然的社会的状況の変化等によって機能低下した農業水利施設等の整備・補強を推進する。

○ 食料の生産基盤等の防災対策

農林水産物・食品等の生産段階から加工、流通段階までを含む一連のサプライチェーンが巨大災害発生時においても機能維持するよう、生産基盤・施設等の耐震化等のハード対策を推進する。

また、三方原用水等の国営土地改良施設については、国等の関係機関と連携して、劣化の状況に応じた補修・更新等を計画的に推進する。

＜交通ネットワーク＞

○ 災害時の迂回路となる農道、林道の整備・改良

山間地等において、道路の防災・震災対策及び周辺の治山対策等を進めるとともに、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を進め、多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する。

＜津波・高潮対策＞

津波到達までに水門や陸閘等を安全かつ確実に閉鎖できるよう、自動化・遠隔化等を図る。

＜地籍調査＞

○ 被災地の迅速な復旧対策を図る地籍調査の推進

津波浸水域内における官民境界調査等により、正確な登記簿と公図を整備する地籍調査を促進する。

＜雇用＞

○ 雇用対策

被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持対策や再就職支援が円滑に実施できるよう、静岡労働局、公共職業安定所等の関係機関との連携を強化する。

(8) 交通基盤

＜社会資本の長寿命化＞

○ 適正な維持管理・更新による長寿命化

高度経済成長期に整備された社会インフラは、老朽化が進行しており、中央自動車道笹子トンネルの天井板崩落事故をはじめ、老朽化に起因した事故が日本各地で発生している。県民の安全・安心を確保するため、既存インフラの適切な維持管理が必要である。工種ごとに策定した中長期的な維持管理計画に沿った適正な補修、更新に取り組むことにより、社会インフラの長寿命化を推進する。

＜交通ネットワーク＞

○ 陸・海・空の多様なモードの連携によるネットワークの強化

陸・海・空の各輸送モードの機能確保だけでなく、輸送モード相互の連携、代替性の確保を図る。このため、富士山静岡空港と結節する新幹線新駅の実現を目指す。

○ 緊急輸送路等の整備・耐震対策

救急・救命活動や支援物資の輸送、復旧・復興活動を迅速に行うルートを確保するため、安全で信頼性の高い高規格幹線道路である新東名高速道路、中部横断自動車道、三遠南信自動車道、伊豆縦貫自動車道の未整備区間の整備や、幹線道路である国道1号、138号、139号及び246

号の整備を促進するとともに、東名高速道路等の更新・修繕を促進する。

また、緊急輸送路や重要物流道路及びその代替路・補完路等の道路整備（道路拡幅・4車線化・バイパス整備）、街路整備、橋梁の耐震対策や斜面・盛土等の対策を推進する。

○ 緊急輸送路等の周辺対策

緊急輸送路等の機能及び通行の安全を確保するため、沿線の土砂崩れ対策等を推進する。

○ 無電柱化の推進

大規模災害時に、電柱の倒壊等による道路の閉塞を未然に防止し、円滑な緊急車両の通行を確保するため、緊急輸送路等における無電柱化を進める。

○ 鉄道施設の耐震化

緊急輸送路の機能を確保するため、鉄道の高架橋・橋梁の耐震対策の促進に向けた支援を図る。

○ 耐震強化岸壁の機能向上

港湾・漁港において、災害時に海上から物資等の受入れが行えるよう、既存の耐震強化岸壁の機能向上を図るとともに、防波堤等の港湾施設の適切な管理と長寿命化対策を推進する。また、みなと機能継続計画を適宜見直し、輸送機能の確保に努める。

○ 富士山静岡空港と結節した新幹線新駅の実現

富士山が噴火した場合、火山灰は偏西風により東へ向かう可能性が高く、首都圏の空港よりも降灰による影響が少ない富士山静岡空港に、首都圏空港の補完が期待できる。富士山静岡空港の大規模な広域防災拠点としての機能強化のみならず、首都圏の防災機能強化を進める上でも、富士山静岡空港と結節する新幹線新駅の実現を目指す。

○ 道路啓開体制の整備

緊急輸送路等の途絶を迅速に解消するため、関係機関の連携等により、装備資機材の充実、情報収集・共有や情報提供など必要な体制整備を図る。

○ 災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化

道路啓開等を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会の開催や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図る。

○ 道路通行規制情報の提供

道路通行規制情報配信システム等により、通行規制に関する情報提供の充実を図る。

<津波・高潮対策>

○ 津波、高潮対策施設の整備、耐震化

第4次地震被害想定で推計した100年から150年間隔で発生している地震による津波（レベル1の津波）に対して施設高が不足している箇所について、嵩上げを行うとともに、液状化対策などの耐震性を確保し、津波が施設を乗り越えた場合にも粘り強く減災効果を発揮する構造への質的強化を行う。

また、津波の到達時間が短く、沿岸地域に多くの人口や資産が集中している本県の特性を踏まえ、レベル1を超える津波に対する安全度を向上するため、沿岸市町とともに、地域の実情に合わせて既存の防災林、砂丘等の嵩上げ、補強等を行う「静岡モデル防潮堤」などを推進する。

こうした施設整備に当たっては潜在自然植生、先人の知恵、地域の人々という地域の場の力を活かした「森の防潮堤」として整備するなど自然との共生、環境との調和や景観の維持等に十分配慮して進める。

また、高潮対策については、防潮堤等の施設整備を着実に進めるとともに、沿岸漂砂量の減少が主たる原因と考えられる海岸侵食への対策として、遠州灘や駿河湾沿岸などにおいて長期的かつ広域的視点に立った総合的な土砂管理に基づく海岸保全対策を推進する。

○ 水門・陸閘等の自動化・遠隔化等(再掲)

津波到達までに水門や陸閘等を安全かつ確実に閉鎖できるよう、自動化・遠隔化等を図る。

○ 津波災害警戒区域等の指定

住民等が津波から「逃げる」、津波を「避ける」ことが出来るよう、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域等の指定を推進する。

<土砂災害対策>

○土砂災害防止施設の整備

従来からの土砂災害防止施設の整備は、同時多発的に発生する土砂災害に対しても有効であることから、優先度を設け着実に進めていく。

また、想定している規模以上の土砂災害に対して、対応が困難となり人的被害が発生するおそれがあるため、被害を軽減する予測及び対策の手法を確立するよう国へ働きかけていく。

地すべり防止区域において、排水ボーリング等の地すべり防止施設の整備を促進する。

特に現在、国により地すべり対策事業が実施中である由比地区（静岡市清水区由比西倉沢）においては、国道1号、東名高速道路、JR東海道本線といった東西の重要交通網が集中していることから引き続き推進し、大規模自然災害に対する安全度の向上が早期に図られるよう働きかけていく。

砂防指定地内で土石流発生が想定される溪流において、砂防えん堤等の土石流対策施設の整備を推進するほか、急傾斜地崩壊危険区域において、擁壁等のがけ崩れ防止施設の整備を推進する。

○土砂災害警戒区域等の指定、警戒避難体制の整備

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、警戒避難体制の整備への支援、地域住民への危険箇所の周知、避難訓練の実施等市町と連携したソフト対策に努める。

<水害対策>

○河川及び洪水調節施設等の整備

施設整備については、広域にわたり甚大な浸水被害が想定される河川を優先し、これまでも実施してきた河道拡幅や遊水地整備など予防型対策のさらなる加速化を図る。

また、近年浸水被害のあった河川において、再び大きな被害を発生させない災害対応型対策の重点化を図る。

さらに、浸水常襲地域においては、気候変動や少子高齢化等の自然・社会環境の変化を踏まえ、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用に取り組むとともに、排水機場や雨水貯留施設の整備や、適切な土地利用の誘導、開発抑制、森林や農地の保全等のソフト対策について、関係市町や関係機関等と協力して進め、流域が一体となった総合的な治水対策により「減災」を図る。

特に本県においては、沿岸付近の平地部を中心に東西を結ぶ国土軸や人口、資産が集中するため、天竜川、安倍川等の一級河川の6河川や馬込川、太田川、瀬戸川、巴川、沼川等の二級河川については、関係機関等と連携し治水対策の強化を図る。

また、気候変動や少子高齢化等の自然・社会環境の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用に取り組む。

○ 洪水ハザードマップの作成、水害版図上訓練の実施

洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、市町における想定最大規模に対応した洪水ハザードマップの作成・公表を進めるとともに、水害リスク情報の提供のため、すべての県管理河川において取り組む洪水浸水想定区域図の作成や、水害版図上訓練等の実施などにより、地域の防災力の向上を図る。

○ 水位情報等の伝達

近年の気象特性や河川改修の状況等を踏まえ、洪水予報・水位情報周知河川に指定した河川の設定水位の検証を進め、市町への適正な水位情報の伝達を図る。また、大型台風の接近時や大規模水害等が発生した時の業務を的確に実施するため、土木総合防災情報システム等の拡充により、防災情報の共有化を図るとともに、関係者が連携してより確実な災害対応を行うためのタイムライン（時系列の行動計画）の策定に取り組む。

○ 逃げ遅れによる被害の防止（再掲）

平成30年7月豪雨では、記録的な豪雨による洪水や土砂災害からの逃げ遅れで多くの方が犠牲となった。

住民が自らの判断で避難行動をとることにより逃げ遅れを無くすため住民自らによる避難行動計画の作成を推進する。

<都市>

○ 復興事前準備の取組の推進

被災後、早期に的確な復興が実現できるよう、被災後の復興まちづくりをあらかじめ検討しておく復興事前準備の取組を推進する。

○ 避難地・避難路の整備

安全な避難地へ迅速な避難を行うため、避難地・避難路の整備を推進する。また、道路利用者の避難地となる道の駅の防災設備の整備を推進する。

○ 下水道施設の耐震化等

地震における公衆衛生問題や交通障害の発生を防止するため、下水道施設の耐震化等を促進する。

○ 下水道による内水対策の強化

都市機能に影響を来す大規模な浸水被害の発生に備え、防災を目的とした雨水幹線、雨水ポンプ場等の施設整備や減災を目的とした内水ハザードマップの作成、避難訓練の実施等を推進する。

<公共事業の担い手確保>

○ 公共事業の持続的な担い手確保

公共事業の担い手である建設産業では、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されることから、働き方改革の推進、建設現場における生産性の向上などの施策に取り組むとともに、これらの取組について、産学官が連携した理解促進活動により広く周知することにより、持続的な担い手の確保を図る。

(9) 教育

○ 学校施設の耐震化及び防災機能の強化

児童生徒の安全確保のため、学校施設の耐震化を促進するとともに、避難所となる学校において非常用電源を導入するなど、防災上の機能の充実を図る。また、被害状況により児童生徒を保護者に引き渡しできない場合に備え、食料・飲料水等の備蓄を促進する。

○ 学校における防災教育の推進

「いのちを守る力を育てる<静岡県学校安全教育目標>」（令和2年3月策定）を示すことで、いっどこで災害にあっても自らの命を守るとともに、進んで地域の防災活動に参加し、貢献できる人材の育成を推進する。

○ 地域で行われる防災訓練への参加促進

各地域で行われる防災訓練の実状を踏まえ、年間を通じた訓練参加を促進するとともに、実施主体となる自主防災組織、市町防災担当部局と学校が連携し、児童生徒の防災意識の高揚を図る。

第4章 計画の推進

1 県の他の計画等の見直し

本計画は、国土強靱化に係る県の他の計画等の指針となるべきものである。本県における地域防災計画や美しい“ふじのくに”インフラビジョンなど、国土強靱化に関する他の計画等を見直しする際には、本計画を基本として必要に応じて計画内容の修正等を行うものとする。

2 本計画の見直し

本計画は、国の国土強靱化基本計画の見直し時期と整合をとるため、概ね5年ごとに、社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、計画内容の見直しを行うこととする。

また、それ以前においても、施策の進捗状況や国、県内市町及び関係機関等の動向を踏まえ、必要に応じて変更の検討を行うこととする。

3 具体の取組の推進

本計画に基づく具体の取組については、静岡県地域防災計画、“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組、静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013、美しい“ふじのくに”インフラビジョン等の分野別計画に基づき、計画的に推進するとともに、それぞれの計画において、進捗管理、評価等を行うものとする。

4 プログラムの重点化

限られた資源で効率的・効果的に国土強靱化を進めるには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。本計画では、プログラム単位で施策の重点化を図ることとし、県の役割の大きさ、影響の大きさと緊急度の観点から、15の重点化すべきプログラムを選定した。

この重点化したプログラムについては、その重要性に鑑み、進捗状況等を踏まえつつ、さらなる重点化を含め取組の一層の推進に努めるものとする。

5 主な個別事業

本計画は、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画であり、他の計画の指針性を有するものであるが、国等の関係機関と連携し、強靱化の取組みを推進するには、指針性とともな一定の具体性を持たせることが重要である。

そのため、主な個別の事業については別冊「静岡県国土強靱化地域計画推進のための取組」へ明記することとする。

なお、別冊についてはその具体性・個別性に鑑み、適時適切に更新を行うものとする。

<重点化すべきプログラムに係る起きてはならない最悪の事態>

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
1-4	火山噴火による多数の死傷者の発生
1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）による多数の死傷者の発生
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2-3	警察、消防、海保、自衛隊等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足
2-6	医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
2-8	劣悪な避難生活環境、きめ細やかな支援の不足による心身の健康状態の悪化・災害関連死の発生
2-9	緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態
3-2	県・市町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5-4	基幹的交通ネットワーク（陸上、海上、航空）の機能停止
9-1	企業・住民の流出等による地域活力の低下

第5章 重点プログラム推進のための主要な取組

15の重点プログラムに関し、地震・津波アクションプログラム2013等により実施している主な取組を例示して掲載。

※ 「計画」欄の凡例

AP：静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013
 美イン：美しい“ふじのくに”インフラビジョン
 医療：静岡県保健医療計画
 新ビジョン：静岡県の新ビジョン（総合計画）
 ふじのくにF：“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組
 経産ビジョン：静岡県経済産業ビジョン

《令和2年3月時点》

1-1 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

No.	取組内容	2018年度末実績	数値目標	達成時期	計画
1	住宅の耐震化	82.4% 2013年10月実績	95%	2020年度末	AP001
2	市町立幼稚園の園舎等、小中学校の校舎・体育館等の耐震化	幼:99.7% 小中:99.8%	それぞれ 100%	2020年度末	AP006
3	私立幼稚園の園舎等、小中高等学校の校舎・体育館等、専修学校の校舎・体育館等の耐震化	幼:95.1% 小中高:94.2% 専修学校90.8%	それぞれ 100%	2020年度末	AP007
4	児童福祉施設（保育所、障害児施設を除く）及び婦人保護施設（24施設）の耐震化	96.0%	100%	2022年度末	AP011
5	児童福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園）の耐震化	98.0%	100%	2022年度末	AP010
6	老人福祉施設（146施設）の耐震化	100%	100%	2015年度末	AP012
7	精神科病院における耐震化	96.7%	100%	2022年度末	AP009
8	耐震改修促進法に基づく要緊急安全確認大規模建築物（395施設）の耐震診断の実施	100%	100%	2015年度末	AP014
9	耐震改修促進法に基づく特定建築物（13,360棟）の耐震化	92.1%	95%	2020年度末	AP013
10	家具類の固定（大部分固定）の促進	79.8% (2017年度調査)	100%	2022年度末	AP002
11	特定天井を有する施設における対策の実施	45%	100%	2022年度末	AP015
12	固定客席を有する建築物等の特定天井の対策実施	55.2%	70%	2022年度末	AP016

No.	取組内容	2018年度末実績	数値目標	達成時期	計画
13	エレベータの閉じ込め防止装置の設置	36.1%	40%	2022年度末	AP017
14	安全性を確保できていない県有施設のプロック塀等の撤去又は改善した延長の率	97.8%	100%	2019年度末	AP180
15	安全性を確保できていない市町有施設のプロック塀等への対策が完了した市町の率	57.1%	100%	2019年度末	AP181
16	地震防災対策特別措置法等で規定されている避難地となる都市公園（11.63ha）の整備	81.3%	100%	2022年度末	AP051
17	地震防災対策特別措置法で規定されている街路区間の避難路（0.4km）の整備率	100%	100%	2017年度末	AP052
18	地震防災対策特別措置法で規定されている土地区画整理事業等区域内の避難路（5.3km）の整備	83.4%	100%	2022年度末	AP053
19	避難路となる農道（10.2km）の整備	54.0%	100%	2022年度末	AP054
20	地震防災対策特別措置法で規定されている住宅密集地（9.98ha）の解消	92.4%	100%	2022年度末	AP055
21	耐震性貯水槽（1,663基）の整備	95.1% (1,583/1,663基)	100%	2022年度末	AP083
22	消防力の整備指針に基づいて算出した県内消防ポンプ数の達成市町数	60% (21/35市町)	100%	2022年度末	AP086
23	県内26消防本部を8消防本部に広域化する	50%	100%	2022年度末	AP081
24	県内における2機以上のヘリ配備率（常時）	40%	100%	2022年度末	AP084
25	救急救命士（700人）の確保	100%	100%	2022年度末	AP082
26	消防団員の確保（約22,000人）	88.9% (19,553/21,992人)	100%	2022年度末 （維持）	AP085

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

No.	取組内容	2018年度末実績	数値目標	達成時期	計画
27	レベル1津波に対し防護が必要な海岸（290.8km）のうち、合意された高さを満たす海岸堤防の整備	65.7% (191.1/290.8km)	68%	2022年度末	AP023 新ビジョン 1-2-(1)
28	レベル1津波に対し防護が必要な河川（91河川）のうち、合意された高さを満たす河川（堤防、水門）の整備	34.1% (31/91河川)	36%	2022年度末	AP024 新ビジョン 1-2-(1)

No.	取組内容	2018年度末実績	数値目標	達成時期	計画
29	レベル1津波に対し防護が必要な海岸(290.8km)のうち、耐震性を有する海岸堤防の整備	65.0% (189.1/290.8km)	66%	2022年度末	AP026
30	レベル1津波に対し防護が必要な河川(91河川)のうち、耐震性を有する河川堤防の整備	85% (77/91河川)	86%	2022年度末	AP027
31	耐震化が必要な津波対策水門(河川17水門、海岸12水門)の整備	82.8% (24/29水門)	100%	2022年度末	AP030
32	レベル1津波に対し防護が必要な海岸(290.8km)のうち、粘り強い構造を有する海岸堤防の整備	45.5% (132.2/290.8km)	47%	2022年度末	AP028
33	レベル1津波に対し防護が必要な河川(91河川)のうち、粘り強い構造を有する河川堤防の整備	27.5% (25/91河川)	32%	2022年度末	AP029
34	粘り強い構造への改良が必要な防波堤(8.3km)の整備	41% (3.44/8.3km)	81%	2022年度末	AP031
35	侵食が著しい海岸で、養浜等の実施により防護に必要な浜幅を確保 清水海岸ほか4海岸	21.2km	20.6km	維持	新ビジョン 1-2-(2)
36	津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域の指定(21市町)静岡市ほか20市町	3市町	100%	2022年度末	AP164
37	静岡モデルによる津波対策の実施(21市町)静岡市ほか20市町	21市町	100%	2015年度末	AP033
38	津波到達までに閉鎖可能な津波対策施設(628基)の整備(水門・陸間の自動化・遠隔化等)	74.2% (466/628基)	80%	2022年度末	AP025
39	想定浸水区域内にある社会福祉施設の災害対応マニュアル見直し及び津波避難訓練の実施	マニュアル93% 訓練実施95%	それぞれ 100%	2022年度末 (維持)	AP040
40	都市防災総合推進事業及び都市公園・安心対策緊急総合支援事業で計画されている津波避難施設(84箇所)の整備	100% (84/84箇所)	100%	2018年度末	AP045
41	津波避難施設の要避難者カバー率	91.6%	100%	2022年度末	AP044
42	港湾・漁港内で津波から安全に避難することが困難なエリア(121ha)の解消	53.7% (65/121ha)	100%	2022年度末	AP046
43	市町の津波避難計画の策定(沿岸21市町)	100%	100%	2016年度末	AP035
44	想定に即した住民配布用ハザードマップの整備(35市町)	100%	100%	2016年度末	AP036
45	自分の住んでいる地域の危険度を理解している人の率	52.7% (2017年度調査)	100%	2022年度末	AP037

No.	取組内容	2018年度末実績	数値目標	達成時期	計画
46	津波浸水のおそれのある病院（10病院）における津波避難計画の策定及び訓練の実施	100%	それぞれ100%	2014年度末	AP122
47	市町津波避難訓練の実施（沿岸21市町）	100% (21/21市町)	100%	2022年度末 (維持)	APO38
48	津波浸水区域内にある自主防災組織の津波避難訓練の実施	91.5%	100%	2022年度末	APO39
49	静岡モデルによる津波対策施設の整備	24% (16.7/69.2km)	54%	2022年度末	AP163 新ビジョン 1-2-(1)
50	学校の津波避難マニュアルの見直し率	100%	100%	2017年度末	APO41

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

No.	取組内容	2018年度末実績	数値目標	達成時期	計画
51	河川整備計画に位置付けた主要箇所整備延長	45.4km	52.8km	2027年度末	新ビジョン 1-2-(2)
52	重点的に豪雨対策等を図る必要がある地区（79地区）の農地防災事業を実施 浸水防除磐田3期地区ほか78地区	62.0%	82.3%	2021年度末	経産ビジョン 活動指標

1-4 火山噴火による多数の死傷者の発生

No.	取組内容	2018年度末実績	数値目標	達成時期	計画
53	避難対象となる市町の住民等へ継続的に避難計画を周知（対象市町への説明会開催、パンフレット配付）	100%	100%	2022年度末 (維持)	AP106
54	広域避難計画に基づく継続的な避難訓練の実施	100%	100%	2022年度末 (維持)	AP105
55	関係機関共同による富士山火山の防災対策を推進する協議会の開催（毎年度）	100%	100%	2022年度末 (維持)	AP107

1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）による多数の死傷者の発生

No.	取組内容	2018年度末実績	数値目標	達成時期	計画
56	地すべり防止施設（368箇所）の整備	48.9% (180/368箇所)	50%	2022年度末	AP057 新ビジョン 1-2-(2)
57	土石流危険渓流（2,031渓流）の砂防設備の整備	23.8% (484/2,031箇所)	25%	2022年度末	AP058 新ビジョン 1-2-(2)
58	急傾斜地崩壊防止施設（3,354箇所）の整備	35.3% (1,185/3,354箇所)	40%	2022年度末	AP059 新ビジョン 1-2-(2)
59	4次被害想定の中・がけ崩れ崩壊危険度ランクAを含む地区または過去10年間に土砂災害が発生した地区内の避難所を保全する土砂災害防止施設の整備（133箇所）	27.1% (36/133箇所)	35%	2022年度末	AP060
60	土砂災害危険箇所（18,581箇所）について土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定 狩野川圏域ほか5箇所	90.3%	100%	2019年度末	新ビジョン 1-2-(2)
61	山地災害危険地区における治山事業により整備した地区数	99.6% (4,080/4,095地区)	100%	2021年度末	AP062
62	山地災害を防止するための森林整備 予定面積（20,000ha）の整備	55.0% (11,003/20,000ha)	100%	2022年度末	AP063
63	農業水利施設、農業用ため池、排水機場、湖岸堤防（362箇所）の耐震化 天竜川下流用水、奥山池ほか360箇所	68.2% (247/362箇所)	100%	2022年度末	AP022
64	重要な土地改良施設に係るBCPの策定（受益面積12,887ha）	100% (12,887/12,887ha)	100%	2022年度末	AP130

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

No.	取組内容	2018年度末実績	数値目標	達成時期	計画
65	市町の緊急物資（食料約583万食）の備蓄の促進	107% (623/583万食)	100%	2017年度末	AP149
66	国のプッシュ型支援等の公的支援を考慮した7日以上の必要な食料の確保率	88.3% (2017年度調査)	100%	2022年度末	AP146
67	国のプッシュ型支援等の公的支援を考慮した7日以上の必要な飲料水の確保率	73.8% (2017年度調査)	100%	2022年度末	AP147
68	学校にとどまる児童・生徒のための食料・飲料水の備蓄（10,500人分）（県立学校（高等学校、特別支援学校））	100%	100%	2022年度末 （維持）	AP151

No.	取組内容	2018年度末実績	数値目標	達成時期	計画
69	学校にとどまる児童・生徒分を含め、食料・飲料水の備蓄を行っている私立小・中・高等学校の割合	100% (2017年度調査)	100%	2022年度末 (維持)	AP152
70	工業用水道・水道の浄水場管理棟や水管橋などの基幹施設(138施設)の耐震化率	87% (120/138施設)	95%	2022年度末	AP020
71	水道事業を実施する地方公共団体の水道施設耐震化計画の策定(37公共団体)	51.3% 2017年度	100%	2020年度末	

2-3 警察、消防、自衛隊、海保等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足

No.	取組内容	2018年度末実績	数値目標	達成時期	計画
72	第4次地震被害想定を踏まえた広域受援計画の再構築	100%	100%	2015年度末	AP088
73	富士山静岡空港での燃料備蓄の強化(7日分)	100%	100%	2016年度末	AP089
74	自主防災組織における防災人材の認知率	42.8% (2016年度)	100%	2022年度末	AP108
75	ふじのくに防災に関する知事認証取得者(毎年2,000人)	223.1% (4,463/2,000人)	100%	2022年度末 (維持)	AP109
76	静岡県地域防災力強化人材育成研修修了者(毎年3,000人)	179.8% (5,264/3,000人)	100%	2022年度末 (維持)	AP110

2-6 医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルート、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

No.	取組内容	2018年度末実績	数値目標	達成時期	計画
77	災害拠点病院における自家発電機等(通常時の6割程度の発電容量)の整備及び燃料(3日分程度)の確保	95.6% 2019年度	100%	2020年度末	医療
78	二次保健医療圏単位で災害医療コーディネート機能の確認を行う訓練の実施	年1回	年2回以上	2023年度末	医療

2-8 劣悪な避難生活環境、きめ細やかな支援の不足による心身の健康状態の悪化・災害関連死の発生

No.	取組内容	2018年度末実績	数値目標	達成時期	計画
再掲	4次被害想定の中・がけ崩れ崩壊危険度ランクAを含む地区または過去10年間に土砂災害が発生した地区内の避難所を保全する土砂災害防止施設の整備（133箇所）	27.1% (36/133箇所)	35%	2022年度末	AP60
79	避難所の天井脱落防止	99.2%	100%	2022年度末	AP131
80	「福祉避難所運営マニュアル」の策定（全35市町）	68.6% (2017年度実績)	100%	2021年度末	AP141
81	応急危険度判定士の養成数(10,000人以上)	100%	100%	2014年度末	AP132
82	地域住民・市町防災担当者、学校との連絡会議実施	94.0%	100%	2022年度末	AP133
83	避難所（特別支援学校等）等への太陽光発電及び蓄電池の新規導入数（60施設）	100%	100%	2015年度末	AP134
84	災害時健康支援マニュアルの策定率（35市町）	89.0%	100%	2022年度末	AP135
85	災害時健康支援コーディネーターの養成（50人）	100%	100%	2015年度末	AP136
86	地域防災計画に心のケア対策を記載した数（全35市町）	100%	100%	2015年度末	AP137
87	活動可能なボランティアコーディネーターの確保（毎年320人）	119.0%	100%	2022年度末 (維持)	AP143
88	「災害・事故時のメンタルヘルスマニュアル」の見直し	100%	100%	2015年度末	AP138
89	県内外の災害ボランティアによる図上訓練の実施	100%	100%	2022年度末	AP144
90	遺体措置計画の策定・見直し率（全35市町）	80.0%	100%	2022年度末	AP161
91	広域火葬共同運用体制による防災訓練への参加市町数（全35市町）	100%	100%	2022年度末 (維持)	AP162

2-9 緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態

No.	取組内容	2018年度末実績	数値目標	達成時期	計画
92	高規格幹線道路の整備計画区間（458.3km）の整備（国等事業）新東名高速道路、中部横断自動車道、三遠南信自動車道、伊豆縦貫自動車道	83.3%	87.2%	2021年度末	新ビジョン8-3-(1)
93	緊急輸送路である県管理道路の整備延長（13.3km）に対する整備	56.8% (7.5/13.3km)	80%	2022年度末	AP064
94	緊急輸送路である街路区間の整備延長（3.7km）に対する整備	93.4% (3,450/3,690m)	100%	2020年度末	AP065
95	重要路線等にある橋梁（約570橋）の耐震化	73%	100%	2022年度末	AP018 新ビジョン1-2-(1)
96	緊急輸送路上の要対策箇所（187箇所）の整備	73.3% (137/187箇所)	85%	2022年度末	AP066
97	4次被害想定の中・がけ崩れ崩壊危険度ランクAを含む地区または過去10年間に土砂災害が発生した地区内の緊急輸送路を保全する土砂災害防止施設の整備（537箇所）	42.1% (226/537箇所)	50%	2022年度末	AP061
再掲	静岡モデルによる津波対策の実施（21市町） 静岡市ほか20市町	21市町	100%	2015年度末	AP033
98	地震防災対策特別措置法で規定されている県管理道路区間の電線共同溝整備延長（2.9km）に対する整備	82.8% (2.4/2.9km)	100%	2022年度末	AP124
99	地震防災対策特別措置法で規定されている街路区間の電線共同溝整備延長（4.3km）に対する整備	79.1% (3,419/4,320m)	100%	2022年度末	AP125
100	地震防災対策特別措置法で規定されている土地区画整理事業等区域内道路の電線共同溝整備延長（4.2km）に対する整備	81.7% (3,443/4,216m)	100%	2020年度末	AP126
101	緊急輸送路・避難路沿い建築物等（3,533棟）の落下物対策の実施	42.5%	50%	2022年度末	AP068
102	緊急輸送路等沿いの危険なブロック塀（9,049箇所）の耐震改修の実施	51.4%	90%	2022年度末	AP069
103	耐震化が必要な緊急輸送岸壁等（35バース）の整備	22.9% (8/35バース)	40%	2022年度末	AP032
104	国道1号等の主要交差点における信号用電源付加装置（152基）の整備	100%	100%	2015年度末	AP067
105	迂回路となり得る農道（19路線）の改良	47.4%	100%	2022年度末	AP070
106	迂回路となり得る林道（80km）の整備	44.8%	90%	2022年度末	AP071

3-2 県・市町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

No.	取組内容	2018年度末実績	数値目標	達成時期	計画
107	津波浸水区域内にある県有施設の津波安全性診断（30施設）及び対策の実施	46.6% (14/30施設)	100%	2022年度末	AP073
108	非常用発電機稼働時間72時間の整備・更新	100%	100%	2018年度末	AP072
109	市町有公共建築物の耐震性能の表示の実施（全35市町）	100%	100%	2016年度末	AP004
110	市町有公共建築物の耐震化計画の策定（全35市町）	100%	100%	2016年度末	AP005

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

No.	取組内容	2018年度末実績	数値目標	達成時期	計画
再掲	非常用発電機稼働時間72時間の整備・更新（総合庁舎）	100%	100%	2018年度末	AP072

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

No.	取組内容	2018年度末実績	数値目標	達成時期	計画
111	消防本部（25本部）のデジタル無線化	100%	100%	2015年度末	AP077
再掲	自分の住んでいる地域の危険度を理解している人の率	52.7% (2017年度調査)	100%	2022年度末	AP037
112	緊急地震速報入手時に的確な行動ができる者の割合	88.5% (2017年度調査)	100%	2022年度末	AP113
113	静岡県地震防災センターの延べ来館者数(50,000人以上/年)	57.7% (28,859/50,000人)	100%	2022年度末 (維持)	AP112
114	静岡県地震防災センターホームページの年間アクセス数(400万件以上/年)	153.3% (約614万/400万)	100%	2022年度末 (維持)	AP111
115	県立及び市町立学校・園の「防災教育推進のための連絡会議」の実施率	94% (1,036/1,106校)	100%	2022年度末	AP114
116	学校防災推進協力校の指定(49校)	100%	100%	2019年度末 →APは2015	AP116
117	男女共同参画の視点を入れた防災講座の全市町での開催	100%	100%	2017年度末	AP118
118	自主防災組織における地域防災訓練の実施	88.4% (2016年度調査)	100%	2022年度末	AP119

No.	取組内容	2018年度末実績	数値目標	達成時期	計画
119	中・高校生の地域防災訓練への参加率	60%	100%	2022年度末	AP120
120	県内在住外国人のための防災研修への延べ参加数(600人/年)	100%	100%	2015年度末	AP123
121	海拔表示等緊急時防災情報の多言語化・やさしい日本語化実施市町数(21市町)	100%	100%	2013年度末	AP142

5-4 基幹的交通ネットワーク(陸上、海上、航空)の機能停止

No.	取組内容	2018年度末実績	数値目標	達成時期	計画
再掲	高規格幹線道路の整備計画区間(458.3km)の整備(国等事業)新東名高速道路、中部横断自動車道、三遠南信自動車道、伊豆縦貫自動車道	83.3%	87.2%	2021年度末	新ビジョン8-3-(1)
再掲	緊急輸送路である県管理道路の整備延長(13.3km)に対する整備	56.8% (7.5/13.3km)	80%	2022年度末	AP064
再掲	緊急輸送路である街路区間の整備延長(3.7km)に対する整備	93.4% (3,450/3,690m)	100%	2020年度末	AP065
再掲	緊急輸送路である街路区間の整備延長(3.7km)に対する整備	93.4% (3,450/3,690m)	100%	2020年度末	AP065
再掲	重要路線等にある橋梁(約570橋)の耐震化	73%	100%	2022年度末	AP018 新ビジョン1-2-(1)
再掲	緊急輸送路上の要対策箇所(187箇所)の整備	73.3% (137/187箇所)	85%	2022年度末	AP066
再掲	4次被害想定(山・がけ崩れ崩壊危険度ランクAを含む地区または過去10年間に土砂災害が発生した地区内)の緊急輸送路を保全する土砂災害防止施設の整備(537箇所)	42.1% (226/537箇所)	50%	2022年度末	AP061
再掲	静岡モデルによる津波対策の実施(21市町) 静岡市ほか20市町	21市町	100%	2015年度末	AP033
再掲	地震防災対策特別措置法で規定されている県管理道路区間の電線共同溝整備延長(2.9km)に対する整備	82.8% (2.4/2.9km)	100%	2022年度末	AP124
再掲	地震防災対策特別措置法で規定されている街路区間の電線共同溝整備延長(4.3km)に対する整備	79.1% (3,419/4,320m)	100%	2022年度末	AP125
再掲	地震防災対策特別措置法で規定されている土地区画整理事業等区域内道路の電線共同溝整備延長(4.2km)に対する整備	81.7% (3,443/4,216m)	100%	2020年度末	AP126
再掲	緊急輸送路・避難路沿い建築物等(3,533棟)の落下物対策の実施	42.5%	50%	2022年度末	AP068
再掲	緊急輸送路等沿いの危険なブロック塀(9,049箇所)の耐震改修の実施	51.4%	90%	2022年度末	AP069

No.	取組内容	2018年度末 実績	数値 目標	達成 時期	計画
再掲	国道1号等の主要交差点における信号用電源付加装置(152基)の整備	100%	100%	2015年度末	APO67
再掲	耐震化が必要な緊急輸送岸壁等(35バース)の整備	22.9% (8/35バース)	40%	2022年度末	APO32
再掲	迂回路となり得る農道(19路線)の改良	47.4%	100%	2022年度末	APO70
再掲	迂回路となり得る林道(80km)の整備	44.8%	90%	2022年度末	APO71

9-1 企業・住民の流出等による地域活力の低下

No.	取組内容	2018年度末 実績	数値 目標	達成 時期	計画
122	“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組の推進	—	100%	2022年度末	ふじのくにF

(別紙) プログラムごとの脆弱性評価結果

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

【地震】(第4次地震被害想定)

建物全壊・焼失：約 234,000 棟 (津波によるものを除く)

建物倒壊及び火災による人的被害：死者数 約 9,300 人、重傷者数 約 19,300 人

○ 住宅・建築物の耐震化、老朽空き家対策

住宅・建築物の耐震化は、倒壊を防ぐとともに津波からの早期避難が可能となることにより、住民の命を守るのはもちろん、負傷者や避難者を減少させ、発災後の応急対応や復興における社会全体の負担を軽減する効果があることから、早急に進めることが必要である。

建築物については、目標の達成に向け順調に進捗しているものの、住宅については、現状のままでは 2020 年の目標達成は厳しいため、これまで以上に、耐震化の促進に取り組む必要がある。また、管理が不十分な老朽空き家について、除却や適正管理の指導等の対策が必要である。

【住宅の耐震化率 82.4% : H25 (全国 約 82% : H25)】

【多数の者が利用する特定建築物の耐震化率 92.1% : H30 (全国 約 85% : H25)】

○ 学校・医療施設・社会福祉施設及び多数の者が利用する特定建築物の耐震化

すべての災害拠点病院 (23 箇所) で耐震化が完了し、公立小中学校の耐震化率は 99.8% となっているが、今後も、未完了の学校・医療施設・社会福祉施設及び多数の者が利用する特定建築物の耐震化を促進する必要がある。

【災害拠点病院および救命救急センターの耐震化率 100% : R1 (全国 90.7% : H30)】

【公立小中学校の耐震化率 99.8% : H30 公立幼稚園の耐震化率 99.7% : H30】

【私立小中高等学校の耐震化率 94.2% : H30 私立幼稚園の耐震化率 95.1% : H30】

【児童福祉施設 (保育所、幼保連携型認定こども園) の耐震化率 98.0% : H30 (全国 (社会福祉施設等) 89.6% : H28)】

【障害者 (児) 施設入所の耐震化率 100% : H23 (")】

【老人福祉施設の耐震化率 100% : H27 (")】

【多数の者が利用する特定建築物の耐震化率 92.1% : H30】

○ **家具の転倒防止、ガラスの飛散防止等の家庭内対策**

地震に備えて家具類への対策をしている県民の割合は 79.8%に留まっており、ガラスの飛散防止を含め、さらなる家庭内対策の促進を図る必要がある。

【家具類を固定している県民の割合 79.8% : H29】

○ **天井の脱落対策、エレベーターの閉じ込め防止**

大空間を有する建築物の天井の脱落対策やエレベーターの閉じ込め等を防止するための改修を促進する必要がある。

○ **避難地・避難路の整備、避難路沿道のブロック塀の耐震化**

安全な避難地へ迅速な避難を行うため、避難地・避難路の整備と倒壊の危険性がある沿道のブロック塀の撤去・改善を促進する必要がある。

【避難地整備 土地区画整理内の公園 100% : H26 (地震防災対策特別措置法規定事業)】

【避難路整備 街路区間の道路 100% : H29 (")】

【 " 土地区画整理内の道路 83.4% : H30 (")】

○ **消防施設・設備の充実、地域の消防力の確保**

同時多発する火災等に備え、消防力を強化するため、消防施設・設備の充実、消防救急の広域化、防災ヘリコプターを活用した消防体制の充実、消防団員の確保・教育訓練に努める必要がある。

【耐震性貯水槽の整備率 95.1% (1,583/1,663 基) : H30】

【消防本部の広域化率 50.0% (8/16 地域) : H30】

【消防団員の確保率 88.9% (19,553/21,992 人) : H30】

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

【地震】(第4次地震被害想定) 津波による死者: 約 96,000 人

○ **津波、高潮対策施設の整備、耐震化**

第4次地震被害想定で推計した 100 年から 150 年間隔で発生している地震による津波(レベル1の津波)に対して、既存インフラの整備効果が最大限に発揮できるよう、適切な維持管理に努め、施設高が不足している箇所については、嵩上げや液状化対策などの耐震化を行うとともに、津波が施設を乗り越えた場合にも減災効果を発揮する

粘り強い構造への改良などの質的強化を行う必要がある。

さらに、津波の到達時間が短く、多くの人口、資産を抱えている低平地では広範囲に甚大な浸水被害が想定されるという本県特有の課題に対して、沿岸域の地形等を踏まえ、更なる安全度の向上を図る「静岡モデル防潮堤」を推進する必要がある。

これらの施設整備に当たっては、潜在自然植生、先人の知恵、地域の人々という地域の場の力を活かして、「森の防潮堤」となるよう自然との共生、環境との調和や景観の維持等に十分配慮して進める必要がある。

また、高潮対策については、防潮堤等の施設整備を着実に進める必要がある。さらに、遠州灘や駿河湾沿岸では、沿岸漂砂量の減少が主たる原因と考えられる海岸侵食が進行しており、長期的かつ広域的視点に立った総合的な土砂管理に基づく海岸保全対策の推進が必要である。

【合意された高さを満たす海岸堤防の整備率※1 65.7% : H30】

【合意された高さを満たす河川（堤防、水門）の整備率 ※2 34.1% : H30】

【耐震性を有する海岸堤防の整備率※1 65.0% : H30】

【耐震性を有する河川堤防の整備率※2 85.0% : H30】

【耐震化が必要な津波対策水門（河川 17 水門、海岸 12 水門）の整備率 82.8% : H30】

【粘り強い構造を有する海岸堤防の整備率※1 45.5% : H30】

【粘り強い構造を有する河川堤防の整備率※2 27.5% : H30】

【粘り強い構造への改良が必要な防波堤（8.3km）の整備率 41% : H30】

【静岡モデル整備に向けた沿岸市町（21 市町）における検討会の設置率 100% : H25】

※1 レベル1 津波に対し防護が必要な海岸（290.8km）を対象

※2 レベル1 津波に対し防護が必要な河川（91 河川）を対象

○ 水門・陸閘等の自動化・遠隔化等

地震発生時に、現地で人が閉鎖しなければならない水門や陸閘が多数あることから、津波到達までに安全かつ確実に閉鎖できるよう、自動化・遠隔化等を図る必要がある。

【水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率 74.2% : H30（全国 56% : H29）】

○ 津波避難計画等の策定、津波避難施設の整備、適切な避難行動の周知徹底

第4次地震被害想定では、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震による津波（レベル2の津波）により、多数の人的被害が見込まれる。

この想定に基づき、市町等が作成する津波避難計画やハザードマップ、社会福祉施設等の避難マニュアル等を点検、見直しするとともに、津波避難施設等の整備により、津波到達までに安全な地域へ避難することができないエリア（避難困難エリア）の解

消を図る必要がある。

また、避難行動の遅れが人的被害に直結することから、津波避難行動の啓発や実践的な避難訓練を行うことにより、適切な避難行動の周知徹底を図る必要がある。

さらに、住民等が津波から「逃げる」、津波を「避ける」ことが出来るよう、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域等の指定を推進する必要がある。

【学校の津波避難マニュアルの見直し率 100%完了：H30】

【想定浸水区域内にある社会福祉施設の災害対応マニュアルの見直し及び津波避難訓練の実施率 93%, 95%：H30】

【津波避難施設（都市防災総合推進事業計画）の整備率 100%：H30】

【港湾・漁港内の避難困難エリア 53.7%：H30】

【自分の住んでいる地域の危険度を理解している人の率 52.7%：H29】

【津波災害警戒区域に指定した割合 沿岸 21 市町 14%：H30】

○ 南海トラフ地震臨時情報を活用した防災対応

南海トラフ地震臨時情報を受けて行う防災対応は、その後発生が想定される地震に備えることであり、「突然発生する地震への日常の備え」をより強固なものにするものである。

地震対策は、突発対応を基本としつつ、明らかにリスクが高い事項についてはそれを回避する防災対応を取り、社会全体としては地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持することを基本とする防災対応を推進する必要がある。

また、住民等が、事前に臨時情報そのものを正しく理解し、あらかじめ検討した対応を冷静に実施できるようにするため、臨時情報の内容や、情報が発表された場合にとるべき対応について周知する必要がある。

【南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の検討を完了した市町 0%：H30】

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

- 【風水害、高潮】
- ・死傷者の発生
 - ・建物、農地等の水没
 - ・交通ネットワークの機能停止

○ 河川及び洪水調節施設等の整備

施設整備については、広域にわたり甚大な浸水被害が想定される河川を優先して河道拡幅や遊水地の整備などの予防型対策を着実に推進する。

また、近年浸水被害のあった河川において、再び大きな被害を発生させない災害対応

型対策の重点化を図り実施する。

さらに、浸水常襲地域においては、排水機場や雨水貯留施設の整備や適切な土地利用の誘導、開発抑制、森林や農地の保全等のソフト対策について、関係市町や関係機関等と協力して進め、流域が一体となった治水対策を実施する必要がある。

特に本県の平地部には人口、資産及び東西を結ぶ国土軸が存在するため、平地部を流下する天竜川、安倍川等の一級河川の6河川や馬込川、太田川、瀬戸川、巴川、沼川等の二級河川については、国等と連携し治水対策の強化を図る必要がある。

また、気候変動や少子高齢化等の自然・社会環境の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」に努めるため、多様な整備手法の導入を図るとともに、長寿命化計画等に基づく既存施設の適切な維持管理や有効活用に取り組む必要がある。

【河川整備計画に位置付けた主要箇所整備延長 45.4km : H30】

○ **洪水ハザードマップの作成、水害版図上訓練の実施**

洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、市町における想定最大規模に対応した洪水ハザードマップの作成・公表を進めるとともに、水害リスク情報の提供のため、すべての県管理河川において取り組む洪水浸水想定区域図の作成や、水害版図上訓練等の実施などにより、地域の防災力の向上を図る必要がある。

○ **水位情報の伝達**

近年の気象特性や河川改修の状況等を踏まえ、洪水予報・水位情報周知河川に指定した河川の設定水位の検証を進め、市町へ適正な水位情報の伝達を図る必要がある。

また、大型台風の接近時や大規模水害等が発生した時の業務を的確に実施するため、土木総合防災情報システム等の拡充により、防災情報の共有化を図るとともに、関係者が連携してより確実な災害対応を行うためのタイムライン（時系列の行動計画）の策定に取り組む必要がある。

○ **逃げ遅れによる被害の防止**

平成30年7月豪雨では、記録的な豪雨による洪水や土砂災害からの逃げ遅れで多くの方が犠牲となった。住民が自らの判断で避難行動をとることにより逃げ遅れを無くするため住民等自らによる避難行動計画の作成を推進する必要がある。

○ **農業用排水施設等の整備・補強**

農地や農業用施設の湛水被害の解消や、自然的社会的状況の変化等によって機能低下した農業用排水施設等の整備・補強を進める必要がある。

【重点的対策の必要がある79地区のうち農地防災対策の完了地区の割合 62.0% : H30】

○ **下水道による内水対策の強化**

都市機能に影響を来す大規模な浸水被害の発生に備え、防災を目的とした雨水幹線、雨水ポンプ場等の施設整備や減災を目的とした内水ハザードマップの作成、避難訓練の実施等を進める必要がある。

1-4 火山噴火による多数の死傷者の発生

- 【火山噴火】
- ・死傷者の発生
 - ・建物、農地・森林等の埋没、焼失
 - ・交通ネットワークの機能停止
 - ・中長期にわたる立ち入り禁止

○ **観測体制の強化、情報伝達システムの構築**

平成26年9月の御嶽山の噴火では、噴火警戒レベルの引き上げがされないまま突然の噴火で多くの犠牲者が発生した。火山噴火の予兆現象を的確に把握し、噴火警戒レベルの引き上げ等に結びつけられるよう観測体制を強化する必要がある。

また、国からの危険情報を登山者等にまで迅速かつ効果的に伝達できるシステムを構築する必要がある。

○ **登山者等の安全確保**

予測できない突発的な噴火も想定し、登山者等の被災を最小限に留めるため、避難のための施設整備や体制などについて対策を講じる必要がある。

また、迅速な救出救助を可能にするため、登山届の提出を促し、登山者の実態把握に努める必要がある。

○ **防災訓練の実施、避難計画の検証と住民への周知**

富士山及び伊豆東部火山群について、関係自治体及び関係機関等で構成する協議会において、訓練による避難計画の検証や連携体制の確認等を行うとともに、避難計画の住民への周知に努める必要がある。

【富士山火山広域避難計画の策定 策定済み : H25】

【伊豆東部火山群避難計画の策定 策定中】

○ **富士山静岡空港と結節した新幹線新駅の実現**

富士山静岡空港は、富士山が噴火した場合、火山灰は偏西風により東へ向うことから、首都圏の空港よりも影響が少ないと想定され、人・物資の輸送の防災拠点や首都圏空港の代替空港として期待できる。富士山静岡空港の防災拠点としての機能強化や代替輸送の機能強化の上でも、富士山静岡空港と結節する新幹線新駅の設置が必要である。

1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）による多数の死傷者の発生

- 【土砂災害、地震】
- ・死傷者の発生
 - ・建物の損壊、農地・森林の荒廃
 - ・交通ネットワークの機能停止

○ **地すべり防止施設、砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設の整備**

従来からの施設整備は、同時多発的に発生する土砂災害に対しても有効であることから、優先度を設け着実に進めるとともに、既存施設については、ストック効果が最大限に発揮できるよう、適切な維持管理に努める必要がある。

また、想定している規模以上の土砂災害に対して、対応が困難となり人的被害が発生するおそれがあるため、被害を軽減する予測及び対策の手法を確立するよう国へ働きかけていく必要がある。

また、静岡市の由比地区においては、国道1号、東名高速道路、JR東海道本線といった東西の重要交通網が集中していることから、大規模自然災害に対する安全度の向上が早期に図られるよう国等に働きかけていく必要がある。

【土砂災害から保全される人家戸数（9.8万戸）36.2%：H30（全国25.5%：H29）】

【重要交通網を保全する土砂災害防止施設（21箇所）の整備率 61.9%：H30】

【地すべり防止施設の整備が必要な箇所（368箇所）の整備率 48.9%：H30】

【砂防設備の整備が必要な土石流危険溪流（2,031溪流）の整備率 23.8%：H30】

【急傾斜地崩壊防止施設の整備が必要な箇所（3,354箇所）の整備率 35.3%：H30】

○ **土砂災害警戒区域等の指定を踏まえた警戒避難体制の整備**

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を踏まえ、警戒避難体制の整備への支援、地域住民への危険箇所の周知、避難訓練の実施等、市町と連携したソフト対策を推進する必要がある。

○ **逃げ遅れによる被害の防止**

平成30年7月豪雨では、記録的な豪雨による洪水や土砂災害からの逃げ遅れで多くの人が犠牲となった。住民が自らの判断で避難行動をとることにより逃げ遅れを無くすため住民等自らによる避難行動計画の作成を推進する必要がある。

○ **山地災害防止施設等の整備、避難体制の整備**

森林の適正な整備と保全を図るため、保安林の適正な配備と治山事業などの山地災害防止施設により、保安林機能の向上に取り組むとともに、間伐などの森林施業の着実な実施と荒廃した森林の再生を促進する必要がある。

また、山地災害危険地区情報の提供等により、市町による避難体制の整備などを支援する必要がある。

【山地災害危険地区における治山事業により整備した地区数 99.6% : H30】

【山地災害を防止するための森林整備予定面積(20,000ha)の整備率 55.0% : H30】

○ **協働による森林の多面的機能の向上**

森林の適切な管理・保全が行われない場合には、森林が有する多面的機能が損なわれ、山地災害等の発生リスクの高まりが懸念されるため、地域住民、自治会等で構成する森づくりボランティア団体と連携した、森林整備・保全活動等を促進する必要がある。

○ **土地改良施設の耐震対策**

被災した場合に経済活動及び住民生活等への影響が大きい土地改良施設(基幹的農業施設、農業用ため池、排水機場、湖岸堤防)の地震被害を防止するため、耐震対策を推進する必要がある。

【重要農業水利施設の耐震設計・照査実施割合 100% : H30 (全国 82% : H30)】

【農業水利施設、農業用ため池、排水機場、湖岸堤防(362箇所)の耐震化率 68% : H30】

【防災重点ため池のハザードマップ等ソフト対策実施率 43.9% : H30 (全国 79% : H30)】

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確保する。

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

【地震】(第4次地震被害想定)

物資の不足(レベル2)	1～3日目の計	給水	3,156トン	食料	約289万食
	3～7日目の計	給水	164,426トン	食料	約747万食
上水道	97%断水	復旧	6週間程度		

○ 緊急物資備蓄の促進

県では、大規模地震災害等に備え、市町による食料等の緊急物資の備蓄を促進するとともに、県民に対して7日以上食料、飲料水の備蓄を呼びかけているが、現状では、ほとんどの家庭で不十分な状況であることから、様々な機会を捉えて、日常生活で準備できる備蓄方法の周知などを行い、備蓄率の向上を図る必要がある。

また、帰宅困難者の余震などによる二次災害等を防ぐため、事業所においては、発災後しばらくは従業員等を事業所内に留めておくことができるよう、必要な備蓄に努めるよう促す必要がある。

学校においても、児童・生徒を保護者へ引渡しできず学校にとどまる場合に備え、食料・飲料水の備蓄を進める必要がある。

【公的支援を考慮した7日以上に必要な食料の確保率 88.3%:H29】

【公的支援を考慮した7日以上に必要な飲料水の確保率 73.8%:H29】

【飲料水を備蓄している県立、市町立学校(政令市除く)の割合 94.9%:H30】

【食料を備蓄している県立、市町立学校(政令市除く)の割合 94.1%:H30】

○ 救援物資受入れ体制の整備

県の広域受援計画に基づく救援物資の受入れ体制について、訓練等を通じて定期的な検証を行うとともに、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会の開催や連絡窓口等の確認を定期的に行い、必要に応じて協定内容の見直しを行うなど、連携体制を強化する必要がある。

【港湾による緊急物資供給可能人口カバー率 100%:H26】

○ 水道の基幹施設の耐震化

水供給の長期停止を防ぐため、水道の浄水施設、配水池や基幹管路の耐震化を進める必要がある。

【地方公共団体(37公共団体)の水道施設耐震化計画策定率 51.3%:H29】

【上水道の浄水施設、配水池、基幹管路の耐震化率 41%、65%、38% : H29 (全国 29%、55%、39% : H29)】
【工業用水道・水道の基幹施設 (138 施設) の耐震化率 87.0% : H30】

○ 停電リスク低減のための予防伐採推進体制の構築

災害時における大規模停電のリスクを低減するため、県・市町、電力事業者等で構成する推進連絡会を開催し、予防伐採の対象範囲や役割分担等を検討・調整の上、計画的に進める必要がある。

また、市町が電力会社、自治会等と連携して実施する予防伐採の取組みを支援する。

【県、市町、電力事業者等で構成する推進連絡会の設置 (4 地域) 0% : H30】

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

【地震、土砂災害】

地震(第4次地震被害想定) 96の孤立集落が発生する可能性あり

○ 災害時の迂回路となる農道、林道の整備・改良

山間地等において、道路の防災・震災対策及び周辺の治山対策等を進めるとともに、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を進め、多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する必要がある。

【迂回路となり得る農道 (19 路線) の改良率 47.4% : H30】

【迂回路となり得る林道 (80km) の整備率 44.8% : H30】

○ 孤立地域における通信手段の確保、ヘリ誘導訓練の実施

道路の寸断等により孤立した場合に備え、通信手段を確保するとともに、ヘリコプターの誘導訓練を行う必要がある。

【孤立予想集落における通信手段の整備率 97.6% : H30】

【集落散在地域のヘリ発着スペースにおける誘導訓練等の実施 49.6% : H30】

2-3 警察、消防、海保、自衛隊等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足

【地震】(第4次地震被害想定)

自力脱出困難者(建物倒壊等) 約 50,000 人 津波要救助者 約 33,000 人

○ **県広域受援計画の見直し、富士山静岡空港の大規模な広域防災拠点としての活用**

南海トラフ巨大地震等の超広域災害では、近隣県も被災地域となるなど、限られた応援部隊（警察、消防、自衛隊など）で広域支援が機能的に行われる必要がある。

このため、各機関等と連携した訓練を重ね、検証を行うこと等により、広域受援計画を再構築し、受入体制を整備する必要がある。

特に富士山静岡空港については、応援部隊の受入れ、救援物資の中継・分配、広域医療搬送拠点（SCU）、現地本部等の機能を持つ、大規模な広域防災拠点として活用を図っていく必要がある。また、新幹線が有する高速かつ大量の人員輸送能力は、防災拠点としての機能をより強化することとなるので、空港と結節する新幹線新駅の設置が必要である。

応援部隊の不足に備え、海外の応援部隊を積極的に活用する必要があるため、全国的な訓練を実施するなど、国において海外からの支援の受け入れについて検証を行い、実効性を高めることが重要である。

○ **自衛隊等との連携強化**

災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊や相互応援協定を締結している国内外の自治体等と平時からの連絡会議等による情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る必要がある。

○ **地域の防災力の充実・強化**

超広域災害では、広域支援の遅れや不足が生じることも想定されることから、地域の防災力の充実・強化を図る必要がある。

このため、地域の消防防災用施設、設備及び資機材の整備を進めるとともに、自主防災組織を中心に地域の住民や学校、事業所などが協力し、防災訓練や人材の育成・活用などの取組を促進する。

【自主防災組織における防災人材の認知率 42.8% : H28】

【ふじのくに防災に関する知事認証取得者 4,463人 : H30】

【静岡県地域防災力強化人材育成研修修了者 5,264人 : H30】

○ **警察、消防等の防災拠点となる公共施設の耐震化**

本県では、警察施設のほか、防災拠点となる公共施設の耐震化は全て完了している。

【県警察本部及び警察署の耐震化率 100% : H24 (全国 82% : H24)】

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

【地震】(第4次地震被害想定)

電力:89%停電(復旧1週間程度)

上水道:97%断水(復旧6週間程度)

○ 病院等医療機関における電力供給体制の確保

災害時における電力供給の途絶に備え、病院等医療機関における燃料タンクや自家発電装置の設置等を促進する必要がある。

【通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保済みの災害拠点病院の割合 95.6% : R1】

○ ライフラインの耐震化の促進と各機関等との連携強化

エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策、津波対策を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から連絡会議や訓練を実施し、連携体制を強化する必要がある。

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客を含む)の発生、混乱

【地震】(第4次地震被害想定)

帰宅困難者(観光・出張客) 約17万人

○ 事業所等における緊急物資備蓄、帰宅困難者への情報提供

大規模地震発生時等において、帰宅困難者を極力発生させないため、交通機関や観光施設、事業所等においては、当面の間、その施設や事業所内に利用者や従業員等を留めておくことが必要となることから、飲料水や食料等の緊急物資の備蓄を促進する必要がある。

また、帰宅困難者への適時・適切な情報提供を図るため、道の駅やコンビニエンスストア等のフランチャイズチェーンと締結した「災害時等徒歩帰宅者の支援に関する協定」に基づき、各店舗を「災害時帰宅支援ステーション」として活用した情報提供体制を整備する必要がある。

2-6 医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルート、エネルギー供給の途絶の途絶による医療機能の麻痺

【地震】(第4次地震被害想定)

医療対応不足数:入院約4万人、外来約3万人

日常受療困難者:入院約8,600人、外来約66,000人

救急搬送充足率:8%

○ **医療救護体制の整備**

ヘリコプター等を活用した重症患者の広域搬送体制、被災地外からの災害派遣医療チーム（DMAT）等救護班受入れによる治療実施体制など、医療救護計画に基づく医療救護体制を整備する必要がある。

【災害拠点病院におけるDMAT保有率 100% : R1】

【災害福祉広域支援ネットワークの構築検討の着手 着手済み : H26（全国 16 県 : H25）】

【二次保健医療圏単位等で災害医療コーディネート機能の確認を行う訓練実施回数 年 1 回 : R1】

○ **病院等医療機関における電力供給体制の確保**

災害時における電力供給の途絶に備え、病院等医療機関における燃料タンクや自家発電装置の設置等を促進する必要がある。

再掲 【通常時の 6 割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3 日分程度の燃料を確保済みの災害拠点病院の割合 95.6% : R1】

2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【地震、風水害】

地震（第 4 次地震被害想定）

インフルエンザの集団感染、ノロウイルス等の感染性胃腸炎の蔓延、食中毒などが発生する可能性がある。

○ **下水道施設の耐震化等**

大規模地震発生時における公衆衛生問題や交通障害の発生を防止するため、下水道施設の耐震化等を図るとともに、既存施設の整備効果が最大限に発揮されるよう、適切な維持管理に努める必要がある。

【流域下水処理場（28 棟）の耐震化率 79% : H30】

【重要な下水管きよの耐震化率 61% : H30】

【下水道 B C P 策定率 100% : H30（全国概ね 100% : H29）】

【農業集落排水施設の機能診断実施地区割合 83% : H30（全国 62% : H29）】

○ **平時からの予防措置**

感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。

【予防接種法に基づく予防接種麻しん・風しんワクチンの接種率

1 期 98%、2 期 94.3% : H30（全国 1 期 96.0% : H29）】

2-8 劣悪な避難生活環境、きめ細やかな支援の不足による心身の健康状態の悪化・災害関連死の発生

【地震、火山噴火、風水害等】

地震(第4次地震被害想定) 避難所避難者数 約66万4千人

富士山火山広域避難計画 広域避難対象者数 約57万6千人

【地震】(第4次地震被害想定)

避難所生活からくる疲労、睡眠不足、ストレス等による体力の低下、罹病、病状の悪化等が発生。精神的ダメージを受け、PTSDの症状を訴える人が多く発生し、メンタルヘルスのニーズが増大する。

○ 避難所の安全確保

避難者の安全確保を図るため、被災建築物応急危険度判定の実施体制を強化するとともに、天井脱落防止、非常用電源の確保、土砂災害防止施設の整備を推進する必要がある。

【応急危険度判定士の養成数 12,056人：H30】

【被災建築物応急危険度判定コーディネーターの養成数 924人(92.4%)：H30】

【避難所(特別支援学校等)への太陽光発電及び蓄電池の新規導入数 5施設：H25】

【4次被害想定の中・がけ崩れ崩壊危険度ランクAを含む地区または過去10年間に土砂災害が発生した地区内の避難所を保全する土砂災害防止施設(133箇所)の整備率27.1%：H30】

○ 福祉避難所の促進

社会福祉施設や宿泊施設を活用し、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者(要配慮者)を避難させる「福祉避難所」の設置を促進する必要がある。

○ 避難所での生活によるストレスの軽減

避難所での生活によるストレスを軽減できるよう、避難所におけるルールづくりやプライバシーの保護、アメニティの向上を図る必要がある。

また、避難者等へのきめ細やかな支援を行うボランティアを円滑に受け入れるため、災害ボランティアコーディネーターの養成を行うとともに、県災害ボランティア本部等との連携強化を図るための訓練等を行う必要がある。

【地域住民、市町防災担当者、学校との連絡会議避難所運営に関する話合いの実施率50%：R1】

○ **動物救護体制の整備**

災害時における犬猫等の保護のため、動物救護体制の整備を図る必要がある。

○ **災害ボランティアの円滑な受入れ**

避難者等へきめ細かな支援を行うボランティアを円滑に受け入れるため、災害ボランティアコーディネーターの養成を行うとともに、県災害ボランティア本部等との連携体制の強化を図るための訓練等を行う必要がある。

【活動可能なボランティアコーディネーターの確保（毎年320人） 119%：H30】

○ **被災者の健康支援体制の整備**

災害時における被災者の健康支援を迅速に対応するため、マニュアルの整備やコーディネーターの養成を行う必要がある。

【災害時健康支援マニュアルを策定した市町の率 89.0%：H30】

【災害時健康支援コーディネーター（50人）の養成 100%：H27】

【地域防災計画に心のケア対策を記載した市町の率 100%：H27】

○ **遺体の適切な対応**

遺体に関して、適切な対応を行うため、遺体処理計画の策定や広域火葬体制の整備を図る必要がある。

2-9 緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態

【地震】（第4次地震被害想定）

沿岸部では、津波浸水により多くの区間で不通となる。

富士川河口断層帯で大きな断層変位が生じた場合等は、高速道路、東西幹線国道が不通となる。

○ **緊急輸送路等の整備・耐震対策**

救急・救命活動や支援物資の輸送を迅速に行うルートを確保するため、新東名高速道路、中部横断自動車道、三遠南信自動車道、伊豆縦貫自動車道の未整備区間等の整備を促進するとともに、緊急輸送路等の道路整備、街路整備、橋梁の耐震対策、斜面・盛土の対策や無電柱化等を推進する必要がある。また、既存インフラの整備効果が最大限に発揮できるよう、適切な維持管理に努める必要がある。

【高規格幹線道路の整備計画区間（458.3km）のうち、供用している道路の割合
83.3%：H30】

【緊急輸送路である県管理道路の整備延長(13.3km)に対する整備率 56.8%：H30】

【重要路線等にある橋梁（約570橋）の耐震化率 73.0%：H30】

【緊急輸送路上の要対策箇所（187箇所）の整備率 73.3%：H30】

○ 緊急輸送路等の周辺対策

基幹的交通インフラ及び緊急輸送路等の機能及び通行の安全を確保するため、道路等に面する建築物やブロック塀等の耐震対策、落下物対策、津波対策施設や土砂災害防止施設等の整備を推進する必要がある。

再掲【静岡モデル整備に向けた沿岸市町（21市町）における検討会の設置率 100%：H25】

再掲【重要交通網を保全する土砂災害防止施設（21箇所）の整備率 61.9%：H30】

【4次被害想定の中・がけ崩れ崩壊危険度ランクAを含む地区または過去10年間に土砂災害が発生した地区内の緊急輸送路を保全する土砂災害防止施設（537箇所）の整備率
42.1%：H30】

【緊急輸送路・避難路沿い建築物等（3,533棟）の落下物対策実施率 42.5%：H30】

【緊急輸送路等沿いの危険なブロック塀（9,049箇所）の耐震改修実施率 51.4%：H30】

【緊急輸送ルート等沿いにある道路を閉塞するおそれのある建築物（460棟）の耐震診断実施率
-%：H30】

○ 鉄道施設の耐震化

緊急輸送路の機能を確保するため、現在進められている鉄道の高架橋・橋梁の耐震対策を引き続き促進する必要がある。

○ 耐震強化岸壁の機能向上

港湾・漁港において、既存の耐震強化岸壁の機能向上を図るとともに、防波堤等の港湾施設の適切な管理と長寿命化対策を推進し、みなと機能継続計画を適宜見直し、輸送機能の確保に努める必要がある。

【耐震化が必要な緊急輸送岸壁等（35バース）の整備率 22.9%：H30】

【事業継続計画（港湾BCP）が策定されている港湾の割合 100%：H30】

○ 災害時の迂回路となる農道、林道の整備・改良

山間地等において、道路の防災・震災対策及び周辺の治山対策等を進めるとともに、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を進め、多様な主体が管理する道を把握し活

用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する必要がある。

再掲【迂回路となり得る農道（19路線）の改良率 47.4%：H30】

再掲【迂回路となり得る林道（80km）の整備率 44.8%：H30】

○ **道路啓開体制の整備**

緊急輸送路の途絶を迅速に解消するため、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。

○ **ヘリコプター用備蓄燃料の確保、ヘリポートの活用に関する検証**

ヘリコプター用の備蓄燃料を確保するとともに、災害時に使用するヘリポートについて、訓練等により活用の検証を行う必要がある。

○ **災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化**

道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会の開催や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図る必要がある。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

【地震】

○ 警察施設の防災機能の強化

警察本部及び警察署の建物の耐震化は完了しているが、非常用発電機の72時間稼働を確保するため、燃料タンクの増設を行う必要がある。

3-2 県・市町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【地震】（第4次地震被害想定）

市町庁舎等災害対応拠点施設が甚大な被害を受ける可能性がある。

幹部職員が死傷し指揮機能が失われる可能性がある。

○ 県・市町の防災拠点庁舎等の津波安全性の確保、防災機能の強化

県の防災拠点となる公共施設については、耐震化が完了しているものの、津波浸水区域内にある施設について、安全性を確保する必要がある。また、必要な機能を維持するため、非常用発電機の72時間稼働の確保に必要な設備の整備・更新を進めるとともに、再生可能エネルギー等の導入の検討が必要である。

また、市町の防災拠点庁舎については、耐震性及び津波に対する安全性の確保を図るよう促進していく必要がある。

【防災拠点となる公共施設等の耐震化率 県 100%：H21（全国 83%：H24）】

【防災拠点等への再生可能エネルギー等導入に係る事業計画の策定 42%：H26（全国 57%：H25）】

○ 県の業務継続に必要な体制整備

県の危機管理体制においては、知事・副知事及び危機管理部幹部は、輪番制の執行体制を確保しており、一部幹部職員が不在等であっても、緊急事態において迅速な意思決定ができる体制としている。

県の業務継続計画（BCP）の検証と見直しを常に行い、業務継続に必要な体制を整備する必要がある。

○ 各種実践的訓練の実施

危機対策にあたる要員を対象として、年間を通じて計画的に各種実践的な訓練を行うことにより、業務の習熟を図る必要がある。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

【地震】（第4次地震被害想定）

電力：89%停電（復旧1週間程度）

○ 防災拠点施設における非常用電源、燃料の確保

電力の供給停止に備え、防災拠点施設において、防災行政無線等の情報通信施設の機能維持に必要な非常用電源及び燃料を確保する必要がある。

○ ふじのくに防災情報共有システムの適切な管理、システム研修の実施

災害時における市町や関係機関等と情報を共有できる体制を維持するため、「ふじのくに防災情報共有システム（F U J I S A N）」によるシステム管理や関係者へのシステム研修を行う必要がある。

○ デジタル化に対応した防災通信ネットワークシステムの整備・運用

災害時の通信を確実に確保するため、デジタル化に対応した新たな防災通信ネットワークシステムを整備・運用する必要がある。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

【地震】（第4次地震被害想定）

テレビ、電話、パソコン等の破損、建物被害、停電等により情報機器が使用できない事態が発生する。

○ 災害情報の伝達手段の多様化

テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、住民に対して災害関連情報の提供ができるよう、市町における同報無線設備等の整備のほか、災害情報共有システム（Lアラート）や緊急速報メールの活用を促進する必要がある。

また、道路通行規制情報配信システム等により、通行規制に関する情報提供の充実に図る必要がある。

【Lアラートの導入 県及び県内全市町導入済み（全国93%（都道府県）：H29）】

【市町の同報無線子局の設置数 5,884基：H30】

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

【地震・津波、土砂災害、火山噴火】

津波による被害（第4次地震被害想定）

早期避難率高+呼びかけ 死者数 約 61,000 人

早期避難率低 死者数 約 95,000 人

○ 災害関連情報の伝達手段の多様化

災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）をすべての市町において導入済みであるが、定期的な運用試験等により確実な運用に努める必要がある。

住民への情報伝達手段として、これまでの防災行政無線に加え、災害情報共有システム（Lアラート）やコミュニティFM、エリアメール・緊急速報メール、市町メール配信システムなど、多様化に努めているところであり、情報インフラ等の環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証と住民への周知を促進する必要がある。

また、火山噴火に関する国からの危険情報を登山者等にまで迅速かつ効果的に伝達できるシステムを構築するとともに、通信環境を整える必要がある。

【J-ALERT 自動起動装置の整備率 100%（35市町）：H25（全国93%：H25）】

【Lアラート 導入済み（県）：H24（全国93%：H29）】

○ 防災意識の向上

津波や土砂災害等による被害を軽減するためには、県民一人ひとりが、自分の住んでいる地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を迅速に行うことが重要である。

このため、防災セミナー、出前講座の開催や広報誌・ラジオ等を活用した啓発活動、各種災害を想定した防災訓練を実施するとともに、地震防災センターにおける体験学習や各種防災講座の開催、学校における実践的な防災教育を推進するなど、防災意識の高揚を図る必要がある。

【緊急地震速報を入手した時に的確な行動ができる者の割合 88.5%：H29】

【地震防災センターの来館者数 28,859人／年：H30】

【「防災教育推進のための連絡会議」の開催校の割合 94%：H30】

再掲【自分の住んでいる地域の危険度を理解している人の率 52.7%：H29】

○ **地域で行われる防災訓練の充実・強化**

地域の防災体制の確立、地域防災力の向上及び県民の防災意識の高揚を図るため、災害図上訓練DIG、避難所運営ゲームHUG、自主防災組織災害対応訓練「イメージTEN」等を活用した地域防災訓練を実施するとともに、地域防災リーダーの活用、ジュニア防災士として認定された中学・高校生の地域の防災活動への参画等を促進する必要がある。

【中学・高校生の地域防災訓練への参加率 73% : H30】

○ **外国人に対する危機管理対策**

県内には多くの外国人が居住しているが、言語や文化・習慣のちがい等により、防災知識や情報の理解が困難なため、適切な避難行動が遅れる場合がある。このため、防災に関する情報の多言語化や、やさしい日本語による情報発信、災害時通訳ボランティアの活用等により、災害時のコミュニケーション支援を図る。

また、外国人県民に対する防災講座の開催等により、外国人県民の自助力・共助力を高め、外国人県民が適切な避難行動を取れるよう支援する必要がある。

【県内在住外国人のための防災研修への目標参加者数の達成率 100% : H28】

【海拔表示等緊急時防災情報の多言語化・やさしい日本語化実施市町 100% : H30】

【外国人県民対象の防災出前講座の開催回数 毎年3回】

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経済活動の停滞

【地震】(第4次地震被害想定)

従業員の被災、企業設備の被害、ライフラインの停止や道路・鉄道等の交通網の寸断、サプライチェーンの断絶等により生産力が低下し、間接的経済被害が約6.8兆円発生する。

○ **事業所における地震防災応急計画及び事業継続計画(BCP)の策定の促進**

大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災応急計画について、策定の義務がある事業所の約2割が未策定となっており、策定を促進する必要がある。

また、大規模災害時における事業所の被災や生産力の低下を防ぐため、事業所の事

業継続計画（BCP）について、静岡県BCPモデルプランの周知を図るとともに、静岡県BCP研究会会員による普及啓発や、BCP策定を指導する人材の養成を図り、策定を促進する必要がある。

【地震防災応急計画の策定率 84.3% : H30】

【事業所（50人以上）の事業継続計画（BCP）策定率 53.7% : H29】

【事業所（49人以下）の事業継続計画（BCP）策定率 26.0% : H29】

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

【地震】（第4次地震被害想定）

従業員の被災、企業設備の被害、ライフラインの停止や道路・鉄道等の交通網の寸断、サプライチェーンの断絶等により生産力が低下し、間接的経済被害が約6.8兆円発生する。

○ ライフラインの耐震化の促進と各機関等との連携強化

エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策、津波対策を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から連絡会議や訓練を実施し、連携体制を強化する必要がある。

5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

【地震、風水害、高潮】

（第4次地震被害想定） 製造業が集積する海岸平野部では、地震の揺れや津波などによる被害を受ける可能性がある。

（風水害、高潮） 建物、農地等の水没、交通ネットワークの機能停止

○ 石油コンビナートの防災体制の充実強化

石油タンクの耐震基準適合率は100%に達しているが、石油コンビナート等防災計画の見直しを行うなど、関係機関の一層の連携、防災体制の充実強化を図る必要がある。

【石油タンクの耐震基準への適合率 100% : H30 （全国96.7% : H30）】

○ 消防防災体制の強化

大規模火災、爆発等に備え、消防施設・設備の充実を図るとともに、ヘリコプターを活用した消防防災体制の強化を図る必要がある。

【県内における2機以上のヘリ配備率（常時） 40.0% : H30】

○ コンビナートエリア内の企業連携型業務継続計画等の構築

コンビナートエリア内における企業連携型業務継続計画等の構築の促進など、民間

事業者における取組を強化する必要がある。

5-4 基幹的交通ネットワーク（陸上、海上、航空）の機能停止

【地震、火山、風水害等】

地震(第4次地震被害想定)

<道路・鉄道> 沿岸部の多くの区間で不通となる。大きな断層変位があった場合等は、東名・新東名高速道路、新幹線が不通となる。

浜名湖においては、津波により基幹的陸上ネットワーク(東海道本線、国道1号等)が被害を受ける可能性がある。

由比地区においては、土砂崩れ、地すべり等により基幹的陸上ネットワーク(東海道本線、国道1号等)が被害を受ける可能性がある。

<港湾> 港湾施設の被害、航路障害、アクセス道路の損壊等により、輸送能力は大幅に低下する。

<空港等> 富士山静岡空港は大きな被害は発生しない。一部の防災ヘリポートで輸送機能に支障が生じる可能性がある。

火山 堆積した火山灰や空気中の火山灰は、道路、鉄道、航空などの交通機関に影響を及ぼすことが考えられ、降灰の状況によっては、その影響は、かなり広い範囲に及ぶ可能性もある。

○ 国土の大動脈となる基幹的交通インフラの安全性の確保

由比地区や浜名湖等において、東海道新幹線や東海道本線、東名高速道路、国道1号等、国土の大動脈となる基幹的交通インフラが大規模地震や津波によって被災する可能性があり、その安全性の確保、被災時の早期復旧は、重要な課題である。このため、国及び事業者の責任において最大級の地震を想定した対応策への取組が必要である。

○ 陸・海・空の多様なモードの連携によるネットワークの強化

陸・海・空の各輸送モードの機能確保だけでなく、輸送モード相互の連携、代替性の確保を図る必要がある。

このため、特に富士山静岡空港と結節する新幹線新駅の設置が必要である。

○ 緊急輸送路等の整備・耐震対策

基幹的交通ネットワークの機能を確保するため、新東名高速道路、中部横断自動車道、三遠南信自動車道、伊豆縦貫自動車道の未整備区間の整備等を促進するとともに、緊急輸送路等の道路整備、街路整備、橋梁の耐震対策、斜面・盛土の対策や無電柱化等を推進する必要がある。また、既存インフラの整備効果が最大限に発揮できるよう、

適切な維持管理に努める必要がある。

再掲【高規格幹線道路の整備計画区間（458.3km）のうち、供用している道路の割合
83.3%：H30】

再掲【緊急輸送路である県管理道路の整備延長(13.3km)に対する整備率 56.8%：H30】

再掲【重要路線等にある橋梁（約570橋）の耐震化率 73.0%：H30】

再掲【緊急輸送路上の要対策箇所(187箇所)の整備率 73.3%：H30】

○ 緊急輸送路等の周辺対策

基幹的交通インフラ及び緊急輸送路等の機能及び通行の安全を確保するため、道路等に面する建築物やブロック塀等の耐震対策、落下物対策、津波対策施設や土砂災害防止施設等の整備を推進する必要がある。

再掲【静岡モデル整備に向けた沿岸市町（21市町）における検討会の設置率 100%：H25】

再掲【重要交通網を保全する土砂災害防止施設（21箇所）の整備率 61.9%：H30】

再掲【4次被害想定の中・がけ崩れ崩壊危険度ランクAを含む地区または過去10年間に土砂災害が発生した地区内の緊急輸送路を保全する土砂災害防止施設（537箇所）の整備率 42.1%：H30】

再掲【緊急輸送路・避難路沿い建築物等（3,533棟）の落下物対策実施率 42.5%：H30】

再掲【緊急輸送路等沿いの危険なブロック塀（9,049箇所）の耐震改修実施率 51.4%：H30】

再掲【緊急輸送ルート等沿いにある道路を閉塞するおそれのある建築物（460棟）の耐震診断実施率 -%：H30】

○ 鉄道施設の耐震化

緊急輸送路の機能を確保するため、現在進められている鉄道の高架橋・橋梁の耐震対策を引き続き促進する必要がある。

○ 耐震強化岸壁の機能向上

港湾・漁港において、既存の耐震強化岸壁の機能向上を図るとともに、防波堤等の港湾施設の適切な管理と長寿命化対策を推進し、みなと機能継続計画を適宜見直し、輸送機能の確保に努める必要がある。

再掲【耐震化が必要な緊急輸送岸壁等（35バース）の整備率 22.9%：H30】

再掲【事業継続計画（港湾BCP）が策定されている港湾の割合 100%：H30】

○ 災害時の迂回路となる農道、林道の整備・改良

山間地等において、道路の防災・震災対策及び周辺の治山対策等を進めるとともに、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を進め、多様な主体が管理する道を把握し活

用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する必要がある。

再掲【迂回路となり得る農道（19路線）の改良率 47.4%：H30】

再掲【迂回路となり得る林道（80km）の整備率 44.8%：H30】

○ **道路啓開体制の整備**

緊急輸送路の途絶を迅速に解消するため、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。

○ **災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化**

道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会の開催や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図る必要がある。

5-5 食料等の安定供給の停滞

【地震】（第4次地震被害想定）

流通関連施設の被災、ライフライン機能支障及び交通機能支障に伴う流通機能低下により、食料等の購入が困難となる。

○ **食料の生産・流通等関係事業所の防災対策（地震防災応急計画の策定）の促進**

農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化に向けたハード対策とソフト対策の適切な推進を図っていく必要がある。

【陸揚岸壁が耐震化された流通拠点漁港割合 66.6%：H29】

【国が造成した基幹的農業水利施設における機能保全計画策定割合

60.2%：H30（全国73%：H30）】

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間の機能の停止

【地震】（第4次地震被害想定）

電力 : 89%停電（復旧1週間程度）

都市ガス : 80%供給停止（復旧4～6週間）

LPガス : 38%供給停止

○ 分散自立型のエネルギーシステムの推進

太陽光、バイオマス、中小水力、風力、天然ガスコージェネレーション等の分散自立型エネルギーシステムを活用したエネルギーのネットワーク化を推進する必要がある。

また、住宅をはじめ、事業所や工場等における太陽光発電等の導入、工場の移転や生産規模の縮小等で発生した空間へのメガソーラーの導入を促進する必要がある。

○ ライフラインの耐震化の促進と各機関等との連携強化

エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策、津波対策を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から連絡会議や訓練を実施し、連携体制を強化する必要がある。

○ 石油コンビナートの防災体制の充実強化

石油タンクの耐震基準適合率は100%に達しているが、石油コンビナート等防災計画の見直しを行うなど、関係機関の一層の連携、防災体制の充実強化を図る必要がある。

再掲【石油タンクの耐震基準への適合率 100% : H30（全国 96.7% : H30）】

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

【地震】（第4次地震被害想定）

上水道 : 97%断水（復旧6週間程度）

○ 水道の施設の耐震化

災害時における上水道の機能確保を図るため、水道の浄水施設、配水池や基幹管路の耐震化を進める必要がある。また、配水支管に用いられていた衝撃に弱い石綿管の更新も進める必要がある。

再掲【地方公共団体(37公共団体)の水道施設耐震化計画策定率 51.3% : H29】

再掲【上水道の浄水施設、配水池、基幹管路の耐震化率 41%、65%、38% : H29 (全国 29%、55%、39% : H29)】
【石綿管 (363km) の布設替え率 84.8% : H29】
再掲【工業用水道・水道の基幹施設 (138 施設) の耐震化率 87.0% : H30】

○ 上水道の断水に備えた応急給水体制の確保

配水池の大容量化や公立小中学校等への浄水型水泳プールの設置、給水車の整備など、生活用水の確保と応急給水体制の確保を促進する必要がある。

6-3 汚水処理施設の長期間にわたる機能停止

【地震】(第4次地震被害想定) 下水道 : 67%機能支障 (復旧5週間程度)

○ 下水道施設の耐震化等

大規模地震発生時における公衆衛生問題や交通障害の発生を防止するため、下水道施設の耐震化等を図るとともに、既存施設の整備効果が最大限に発揮されるよう、適切な維持管理に努める必要がある。

再掲【流域下水処理場 (28 棟) の耐震化率 約 79% : H30】

再掲【重要な下水管きょの耐震化率 61% : H30】

再掲【下水道BCP策定率 100% : H30 (全国概ね 100% : H29)】

再掲【農業集落排水施設の機能診断実施地区割合 83% : H30 (全国 62% : H29)】

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

【地震】(第4次地震被害想定)

<道路> 沿岸部の多くの区間で不通となる。

○ 災害時の迂回路となる農道、林道の整備・改良

山間地等において、道路の防災・震災対策及び周辺の治山対策等を進めるとともに、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を進め、多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する必要がある。

再掲【迂回路となり得る農道 (19 路線) の改良率 47.4% : H30】

再掲【迂回路となり得る林道 (80km) の整備率 44.8% : H30】

○ 緊急輸送路等の整備・耐震対策

地域交通ネットワークの機能を確保するため、緊急輸送路等の道路整備、街路整備、橋梁の耐震対策、斜面・盛土の対策や無電柱化等を推進するとともに、道路等に面する建築物やブロック塀等の耐震対策、落下物対策、土砂災害防止施設等の整備を推進する必要がある。

再掲【緊急輸送路である県管理道路の整備延長(13.3km)に対する整備率 56.8% : H30】

再掲【重要路線等にある橋梁(約570橋)の耐震化率 73.0% : H30】

再掲【緊急輸送路上の要対策箇所(187箇所)の整備率 73.3% : H30】

再掲【重要交通網を保全する土砂災害防止施設(21箇所)の整備率 61.9% : H30】

再掲【4次被害想定(山・がけ崩れ崩壊危険度ランクAを含む地区または過去10年間に土砂災害が発生した地区内の緊急輸送路を保全する土砂災害防止施設(537箇所)の整備率 42.1% : H30】

再掲【緊急輸送路・避難路沿い建築物等(3,533棟)の落下物対策実施率 42.5% : H30】

再掲【緊急輸送路等沿いの危険なブロック塀(9,049箇所)の耐震改修実施率 51.4% : H30】

再掲【緊急輸送ルート等沿いにある道路を閉塞するおそれのある建築物(460棟)の耐震診断実施率 -% : H30】

○ 耐震強化岸壁の機能向上

港湾・漁港において、既存の耐震強化岸壁の機能向上を図るとともに、防波堤等の港湾施設の適切な管理と長寿命化対策を推進し、みなと機能継続計画を適宜見直し、輸送機能の確保に努める必要がある。

再掲【耐震化が必要な緊急輸送岸壁等(35バース)の整備率 22.9% : H30】

再掲【事業継続計画(港湾BCP)が策定されている港湾の割合 100% : H30】

○ 道路啓開体制の整備

緊急輸送路の途絶を迅速に解消するため、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。

○ 災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化

道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会の開催や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図る必要がある。

6-5 応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化

【地震】（第4次地震被害想定）

避難所避難者 約66万4千人→応急住宅へ

建設型応急住宅 約4万7千世帯

賃貸型応急住宅 約6万世帯

公営住宅一時入居 約6千世帯

○ 建設型応急住宅、賃貸型応急住宅等、被災者の住宅の支援

被災者の生活拠点を早急に確保するため、建設型応急住宅の建設が可能な用地を把握するとともに、賃貸型応急住宅の事前登録を行うなど、あらかじめ住居の供給体制を整備しておく必要がある。

【建設型応急住宅の建設可能用地（46,520戸分）の確保 100%：H30】

【賃貸型応急住宅の事前登録数 1,770戸：H30】

6-6 防災インフラの長期間にわたる機能不全

【地震】

○ 津波、高潮対策施設の整備、耐震化

第4次地震被害想定で推計した100年から150年間隔で発生している地震による津波（レベル1の津波）に対して、既存インフラの整備効果が最大限に発揮できるよう、適切な維持管理に努め、施設高が不足している箇所については、嵩上げや液状化対策などの耐震化を行うとともに、津波が施設を乗り越えた場合にも減災効果を発揮する粘り強い構造への改良などの質的強化を行う必要がある。

さらに、津波の到達時間が短く、多くの人口、資産を抱えている低平地では広範囲に甚大な浸水被害が想定されるという本県特有の課題に対して、沿岸域の地形等を踏まえ、更なる安全度の向上を図る「静岡モデル防潮堤」を推進する必要がある。

これらの施設整備に当たっては、潜在自然植生、先人の知恵、地域の人々という地域の場の力を活かして、「森の防潮堤」となるよう自然との共生、環境との調和や景観の維持等に十分配慮して進める必要がある。

また、高潮対策については、防潮堤等の施設整備を着実に進める必要がある。さらに、遠州灘や駿河湾沿岸では、沿岸漂砂量の減少が主たる原因と考えられる海岸侵食が進行しており、長期的かつ広域的視点に立った総合的な土砂管理に基づく海岸保全対策の推進が必要である。

再掲【合意された高さを満たす海岸堤防の整備率※1 65.7% : H30】
再掲【合意された高さを満たす河川（堤防、水門）の整備率 ※2 34.1% : H30】
再掲【耐震性を有する海岸堤防の整備率※1 65.0% : H30】
再掲【耐震性を有する河川堤防の整備率※2 85.0% : H30】
再掲【耐震化が必要な津波対策水門（河川 17 水門、海岸 12 水門）の整備率 82.8% : H30】
再掲【粘り強い構造を有する海岸堤防の整備率※1 45.5% : H30】
再掲【粘り強い構造を有する河川堤防の整備率※2 27.5% : H30】
再掲【粘り強い構造への改良が必要な防波堤（8.3km）の整備率 41% : H30】
再掲【静岡モデル整備に向けた沿岸市町（21 市町）における検討会の設置率 100% : H25】
※1 レベル1 津波に対し防護が必要な海岸（290.8km）を対象
※2 レベル1 津波に対し防護が必要な河川（91 河川）を対象

○ 水門・陸閘等の自動化・遠隔化等

地震発生時に、現地で人が閉鎖しなければならない水門や陸閘が多数あることから、津波到達までに安全かつ確実に閉鎖できるよう、自動化・遠隔化等を図る必要がある。

再掲【水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率 74.2% : H30 （全国 56% : H29）】

○ 公共事業の持続的な担い手確保

公共事業の担い手である建設産業では、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されることから、働き方改革の推進、建設現場における生産性の向上などの施策に取り組むとともに、これらの取組について、産学官が連携した理解促進活動により広く周知することにより、持続的な担い手の確保を図る必要がある。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

【地震、火山、風水害等】

地震(第4次地震被害想定)

被害が比較的軽い地域であっても、風評被害による経済的影響を受けることが考えられる。

○ 観光業、農業等の需要回復に向けた安全性の情報発信

災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供するとともに、関係機関等と連携し、県内産物の販売促進や観光客等の誘客など積極的な風評被害対策を講じることが必要となる。このため、平時から関係機関等との連携構築等を行う必要がある。

7-2 原子力発電所の事故による原子力災害の発生

【地震】(第4次地震被害想定)

原子力災害対策重点区域(浜岡原子力発電所から31km圏内)で、住民の避難、一時移転、屋内退避等の防護措置が必要となる可能性がある。

広範囲で、飲食物の摂取制限、農水産物の出荷制限が必要となる。

○ 原子力防災対策の推進

原子力発電所の安全確保を図るものの、地震・津波災害を原因として原子力災害が発生する可能性も考慮し、地域住民の被ばくの低減のため広域避難計画の実効性向上を図るなど、原子力防災対策を推進する必要がある。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物・有害物質の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【地震】(第4次地震被害想定)

災害廃棄物：約3,450万トン

津波堆積物：約435万～923万トン

○ 災害廃棄物の処理体制の見直し

第4次地震被害想定を受け、県の災害廃棄物処理計画と相互に補完した、市町災害廃棄物処理計画の策定については、全市町で策定を完了したが、実際の災害に対応するため、随時の見直しを促進する必要がある。

【市町災害廃棄物処理計画の見直し率 100%：H28】

○ 石油コンビナートの防災体制の充実強化

石油タンクの耐震基準適合率は100%に達しているが、石油コンビナート等防災計画の見直しを行うなど、関係機関の一層の連携、防災体制の充実強化を図る必要がある。

再掲【石油タンクの耐震基準への適合率 100%：H30 (全国96.7%：H30)】

8-2 貴重な文化財の地震の揺れや火災による被災、さらには被災を起因とした地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

【地震】(第4次地震被害想定)

人口流出が顕著となり、復興が困難となる地域が発生する可能性がある。

古い木造建築物を中心に倒壊被害が発生する。

市街地を中心に、同時多発的に火災が発生し、初期消火できなかった場合延焼する。

○ 地域における防災人材の育成・活用

地域のコミュニティにおける防災力の充実・強化を図る必要がある。

このため、地域の防災用資機材の整備を進めるとともに、自主防災組織を中心に地域の住民や学校、事業所などが協力し、防災訓練や人材の育成・活用などの取組を促進する。

再掲【自主防災組織における防災人材の認知率 42.8%：H29】

再掲【ふじのくに防災に関する知事認証取得者 4,463人：H30】

再掲【静岡県地域防災力強化人材育成研修修了者 5,264人：H30】

○ **文化財の耐震・防火対策**

文化財指定・登録された建造物のみならず、城跡の石垣等を含め耐震、防火対策を進めるとともに、博物館等に展示、収蔵されている文化財については転倒防止等の措置を講じる等、文化財の内容、状況、状態に応じた対策を講じる必要がある。

○ **文化財救済体制の構築**

地震発生直後は、行政による文化財被害の情報収集、被災文化財の救済が困難になると想定されるため、民間を含めた文化財被害の情報収集、被災文化財の救済体制を構築する必要がある。また、国等機関（文化庁、国立文化財機構）との文化財救済に向けた連携強化を図る必要がある。

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【地震、風水害、高潮等】

地震(第4次地震被害想定) 津波浸水面積 158k m²

○ **津波、高潮対策施設の整備、耐震化**

第4次地震被害想定で推計した100年から150年間隔で発生している地震による津波(レベル1の津波)に対して、既存インフラの整備効果が最大限に発揮できるよう、適切な維持管理に努め、施設高が不足している箇所については、嵩上げや液状化対策などの耐震化を行うとともに、津波が施設を乗り越えた場合にも減災効果を発揮する粘り強い構造への改良などの質的強化を行う必要がある。

さらに、津波の到達時間が短く、多くの人口、資産を抱えている低平地では広範囲に甚大な浸水被害が想定されるという本県特有の課題に対して、沿岸域の地形等を踏まえ、更なる安全度の向上を図る必要がある。

また、高潮対策については、防潮堤等の施設整備を着実に進める必要がある。さらに、遠州灘や駿河湾沿岸では、漂砂量の減少が主たる原因と考えられる海岸侵食が進行しており、長期的かつ広域的視点に立った総合的な土砂管理に基づく海岸保全対策の推進が必要である。

再掲【合意された高さを満たす海岸堤防の整備率※1 65.7% : H30】

再掲【合意された高さを満たす河川(堤防、水門)の整備率 ※2 34.1% : H30】

再掲【耐震性を有する海岸堤防の整備率※1 65.0% : H30】

再掲【耐震性を有する河川堤防の整備率※2 85.0% : H30】

再掲【耐震化が必要な津波対策水門(河川17水門、海岸12水門)の整備率 82.8% : H30】

再掲【粘り強い構造を有する海岸堤防の整備率※1 45.5% : H30】

再掲【粘り強い構造を有する河川堤防の整備率※2 27.5% : H30】

再掲【粘り強い構造への改良が必要な防波堤 (8.3km) の整備率 41% : H30】

再掲【静岡モデル整備に向けた沿岸市町 (21 市町) における検討会の設置率 100% : H25】

※1 レベル1 津波に対し防護が必要な海岸 (290.8km) を対象

※2 レベル1 津波に対し防護が必要な河川 (91 河川) を対象

○ 水門・陸閘等の自動化・遠隔化等

地震発生時に、現地で人が閉鎖しなければならない水門や陸閘が多数あることから、津波到達までに安全かつ確実に閉鎖できるよう、自動化・遠隔化等を図る必要がある。

再掲【水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率 74.2% : H30 (全国 56% : H29)】

○ 河川及び洪水調整施設等の整備

広域な地盤沈下による浸水被害が予想されるため、河道拡幅などの対策を着実に進める必要がある。

また、地盤沈下による浸水に対して、緊急的な排水を行う必要があることから、ポンプなど排水機材の調達が可能な体制を整えておく必要がある。

再掲【河川整備計画に位置付けた主要箇所整備延長 45.4km : H30】

○ 農業用排水施設等の整備・補強

農地や農業用施設の湛水被害の解消や、自然的社会的状況の変化等によって機能低下した農業用排水施設等の整備・補強を進める必要がある。

再掲【重点的対策の必要がある 79 地区のうち農地防災対策の完了地区の割合 62.0% : H30】

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

【地震】(第4次地震被害想定)

災害公営住宅等の需要は約4万2千世帯

事業所の被災、需要の減少、観光客の減少等により事業の継続が困難となり、従来どおりの雇用の継続に支障をきたす。

○ 復興事前準備の取組の推進

被災後、早期に的確な復興が実現できるよう、被災後の復興まちづくりをあらかじめ検討しておく復興事前準備の取組を推進する必要がある。

【都市計画区域を有する市町（32市町）における震災復興都市計画行動計画の策定率 100%：R1】

○ **住宅対策**

生活の基盤である住宅については、被災者による自力再建支援を行うとともに、災害公営住宅等の供給を行う。このため、支援制度を前提とした体制の構築に努めるとともに、迅速な災害公営住宅の建設ができるよう、あらかじめ検討しておく必要がある。

○ **雇用対策**

被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持対策や再就職支援が円滑に実施できるよう、静岡労働局、公共職業安定所等の関係機関との連携を強化する必要がある。

また、事業所の事業活動の維持を図るため、防災・減災対策に係る助成制度・金融支援制度により対策を促進するとともに、事業継続計画の策定を促進する必要がある。

○ **生活再建支援**

被災者生活再建支援制度の充実を図るとともに、様々な生活再建関連施策に関する情報提供や生活の復興に向けた各種相談に適切に対応するため、相談内容に応じた担当機関に円滑につなぐ体制を整備する必要がある。

また、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つである地震保険の普及促進に努める必要がある。

【地震保険加入率 31.7%：H30 （全国 32.2%：H30）】

○ **被災地の迅速な復旧対策を図る地籍調査の推進**

津波浸水区域など、被災地の円滑な復旧・復興を確保するためには、官民境界調査等により正確な登記簿と公図を整備する地籍調査を実施しておくことが重要となるが、県内の地籍調査の進捗率は24%にとどまっており、更なる促進を図る必要がある。

【地籍調査進捗率 24%：H30 （全国 52%：H30）】

○ **事業所における地震防災応急計画及び事業継続計画（BCP）の策定の促進**

大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災応急計画について、策定の義務がある事業所の約2割が未策定となっており、策定を促進する必要がある。

また、大規模災害時における事業所の被災や生産力の低下を防ぐため、事業所の事

業継続計画（BCP）について、静岡県BCPモデルプランの周知を図るとともに、静岡県BCP研究会会員による普及啓発や、BCP策定を指導する人材の養成を図り、策定を促進する必要がある。

再掲 【地震防災応急計画の策定率 84.3% : H30】

再掲 【事業所（50人以上）の事業継続計画（BCP）策定率 53.7% : H29】

再掲 【事業所（49人以下）の事業継続計画（BCP）策定率 26.0% : H29】】

8-5 復興を支える人材等の不足、より良い復興にむけたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

○ 公共事業の持続的な担い手確保

公共事業の担い手である建設産業では、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されることから、働き方改革の推進、建設現場における生産性の向上などの施策に取り組むとともに、これらの取組について、産学官が連携した理解促進活動により広く周知することにより、持続的な担い手の確保を図る必要がある。

○ 事前復興の視点を取り入れた安全・安心で魅力ある地域づくり

東日本大震災と新東名高速道路の開通を契機に、沿岸域と内陸域の均衡ある発展と地域資源を活かした地域づくりの観点から、有事に備えた社会基盤の強化とともに平時の産業振興や地域活性化を一体的に図り、安全・安心で魅力ある地域づくりを行う“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組を推進する必要がある。

9 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり

9-1 企業・住民の流出等による地域活力の低下

【地震】（第4次地震被害想定）

津波浸水面積 158k m²

○ 事前復興の視点を取り入れた安全・安心で魅力ある地域づくり

東日本大震災と新東名高速道路の開通を契機に、沿岸域と内陸域の均衡ある発展と地域資源を活かした地域づくりの観点から、有事に備えた社会基盤の強化とともに平時の産業振興や地域活性化を一体的に図り、安全・安心で魅力ある地域づくりを行う“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組を推進する必要がある。

○ 沿岸・都市部の再生

巨大地震がもたらす津波被害等の自然災害から県民の生命と財産、産業を守るための防災・減災対策を最優先に実施しながら、地域産業の活性化やゆとりある住空間の整備等を促進し、沿岸地域や既存の都市を再生する必要がある。

○ 内陸・高台部の革新

高規格幹線道路のインターチェンジ周辺地域等において、豊富な地域固有の資源を活用した新しい産業の創出・集積や、豊かな自然と調和したゆとりある暮らし空間の整備等を促進し、美しさと品格を備えた活力ある地域に革新する必要がある。

○ 内外に開かれた多中心の対流型都市圏の形成

地域独自の個性の磨き上げや創造によって、人・モノ・情報を呼び込む求心力を高めつつ、交通、情報等のネットワークの充実強化により、都市と農山漁村、沿岸と内陸、隣接県や海外に至る様々なレベルで活発な「対流」が発生する活力ある都市圏を形成する必要がある。

○ 多彩なライフスタイルの実現

地域の自然、歴史、文化等の資源を活かして生活を楽しむ暮らし方の提案を行い、コミュニティの再生や多様な主体による共助社会づくりを進め、誰もが価値観やライフステージに応じて望むライフスタイルを選択できる環境を創出していく必要がある。